

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウソジソク ソジガクエン 学校法人 総持学園 (Educational Corporation Soji Gakuen)								
フリガナ大学の名称	ツルミガクケンギガク 鶴見大学短期大学部 (Tsurumi Junior College)								
大学本部の位置	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号								
大学の目的	本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の趣旨にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技術を修得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする。								
新設学部等の目的	短期大学の志願者及び入学者の推移及び今後の18歳人口減少を踏まえ、保育科・歯科衛生科・専攻科保育専攻それぞれの定員管理を適正に行うことを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保育科 (Department of Early Childhood Care and Education)	2年	100 (200)	-	200 (400)	短期大学士 (保育学)	教育学・保育学関係	昭和37年4月 第1年次	神奈川県横浜市 鶴見区鶴見2丁目1番3号
	歯科衛生科 (Department of Dental Hygiene)	3年	135 (150)	-	405 (450)	短期大学士 (歯科衛生学)	保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	昭和37年4月 第1年次	同上
	専攻科保育専攻 (Advanced Course in Early Childhood Care and Education)	1年	15 (20)	-	15 (20)	-	教育学・保育学関係	平成7年4月 第1年次	同上
	計								
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称			基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
新	保育科	人	人	人	人	人	人	人	
		5 (7)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	15 (17)	0 (0)	29 (29)	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (7)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	15 (17)		
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（a～b）	5 (7)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	15 (17)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				

基礎となる学科：保育科

短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人

	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計（a～d）	5	7	3	0	15		
		(7)	(7)	(3)	(0)	(17)		
設	歯科衛生科	5	3	3	1	12	10	37
		(5)	(3)	(3)	(1)	(12)	(10)	(37)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5	3	3	1	12		
		(5)	(3)	(3)	(1)	(12)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計（a～b）	5	3	3	1	12		
	(5)	(3)	(3)	(1)	(12)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0			
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0			
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
計（a～d）	5	3	3	1	12			
	(5)	(3)	(3)	(1)	(12)			
分	専攻科保育専攻	5	7	2	0	14	0	3
		(5)	(7)	(2)	(0)	(14)	(0)	(3)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5	7	2	0	14		
		(5)	(7)	(2)	(0)	(14)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計（a～b）	5	7	2	0	14		
	(5)	(7)	(2)	(0)	(14)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0			
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0			
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
計（a～d）	0	0	0	0	0			
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
計	10	10	6	1	27	10	69	
	(12)	(10)	(6)	(1)	(29)	(10)	(69)	
既	該当なし	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	-	-	-	-	-		
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	-	-	-	-	-		
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	小計（a～b）	-	-	-	-	-		
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
計（a～d）	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
計	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
合計	10	10	6	1	27	10	69	
	(12)	(10)	(6)	(1)	(29)	(10)	(69)	

短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人

基幹教員の数については、本科にあたる保育科の教員を兼ねる。

職 種		専 属		そ の 他		計			
		人		人		人			
事 務 職 員		20 (20)	0 (0)			20 (20)			
技 術 職 員		0 (0)	0 (0)			0 (0)			
図 書 館 職 員		1 (1)	0 (0)			1 (1)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)	15 (15)			15 (15)			
指 導 補 助 者		0 (0)	0 (0)			0 (0)			
計		21 (21)	15 (15)			36 (36)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	839.6㎡	99001.0㎡	12270.8㎡		112111.4㎡			
	そ の 他	0㎡	9508.5㎡	0㎡		9508.5㎡			
	合 計	839.6㎡	108509.5㎡	12270.8㎡		121619.9㎡			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		5591.3㎡ (5591.3㎡)	29122.9 (29122.9㎡)	24117.7 (24117.7㎡)		58831.9㎡ (58831.9㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室		室	教 員 研 究 室	室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)		
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)		
スポーツ施設等	スポーツ施設 ㎡		講堂 ㎡		厚生補導施設 ㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等	262千円	262千円	262千円	262千円	－千円	－千円	－千円
		共同研究費等	0千円	0千円	0千円	0千円	－千円	－千円	－千円
		図書購入費	14,648千円	14,648千円	14,648千円	14,648千円	－千円	－千円	－千円
	設備購入費	17,929千円	17,929千円	17,929千円	17,929千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	学科等	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		保育科	1,390千円	1,040千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
歯科衛生科		1,420千円	1,070千円	1,070千円	－千円	－千円	－千円		
専攻科保育専攻	940千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金収入、資産運用収入、雑収入 等							
大 学 等 の 名 称		鶴見大学短期大学部							
学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
保育科	2	200	－	400	短期大学士 (保育学)	0.44	昭和 37年度		
歯科衛生科	3	150	－	450	短期大学士 (歯科衛生学)	0.76	昭和 37年度		

既設大学等の状況	大学等の名称	鶴見大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	文学部								神奈川県横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号
	日本文学科	4	90	-	360	学士(文学)	1.06	昭和38年度	
	英語英米文学科	4	90	-	360	学士(文学)	0.95	昭和38年度	
	文化財学科	4	60	-	240	学士(文学)	0.92	平成10年度	
	トビコミュニケーション学科	4	60	-	240	学士(文学)	0.97	平成16年度	
	歯学部								同上
	歯学科	6	120	-	720	学士(歯学)	0.59	昭和45年度	
大学等の名称	鶴見大学大学院								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
文学研究科								神奈川県横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号	
日本文学専攻(博士前期課程)	2	5	-	10	修士(文学)	0.20	平成1年度		
日本文学専攻(博士後期課程)	3	2	-	6	博士(文学)	0.33	平成6年度		
英米文学専攻(博士前期課程)	2	5	-	10	修士(文学)	0.00	平成1年度		
英米文学専攻(博士後期課程)	3	2	-	6	博士(文学)	0.16	平成9年度		
文化財学専攻(博士前期課程)	2	3	-	6	修士(文化財学)	1.00	平成14年度		
文化財学専攻(博士後期課程)	3	2	-	6	博士(文化財学)	0.83	平成14年度		
トビコミュニケーション専攻(博士前期課程)	2	3	-	6	修士(文学)	0.50	平成30年度		
トビコミュニケーション専攻(博士後期課程)	3	2	-	6	博士(文学)	0.00	平成30年度		
歯学研究科									同上
歯学専攻(博士課程)	4	18	-	72	博士(歯学)	0.52	昭和52年度		
附属施設の概要	鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園(昭和31年4月1日開設、土地3,555.97㎡、建物2,072.66㎡) 所在地：神奈川県横浜市鶴見区鶴見2丁目1番3号 本園は、学校教育法第22条及び第23条の規定に基づき、禅的仏教精神を基底として幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。								

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人総持学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
鶴見大学				鶴見大学				
文学部				文学部				
日本文学科	90	-	360	日本文学科	90	-	360	
英語英米文学科	90	-	360	英語英米文学科	90	-	360	
文化財学科	60	-	240	文化財学科	60	-	240	
トキモノテーション学科	60	-	240	トキモノテーション学科	60	-	240	
歯学部				歯学部				
歯学科(6年制)	120	-	720	歯学科(6年制)	120	-	720	
計	420	-	1920	計	420	-	1920	
鶴見大学大学院				鶴見大学大学院				
文学研究科				文学研究科				
日本文学専攻 (博士前期課程)	5	-	10	日本文学専攻 (博士前期課程)	5	-	10	
日本文学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	日本文学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	
英米文学専攻 (博士前期課程)	5	-	10	英米文学専攻 (博士前期課程)	5	-	10	
英米文学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	英米文学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	
文化財学専攻 (博士前期課程)	3	-	6	文化財学専攻 (博士前期課程)	3	-	6	
文化財学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	文化財学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	
トキモノテーション専攻 (博士前期課程)	3	-	6	トキモノテーション専攻 (博士前期課程)	3	-	6	
トキモノテーション専攻 (博士後期課程)	2	-	6	トキモノテーション専攻 (博士後期課程)	2	-	6	
歯学研究科				歯学研究科				
歯学専攻(4年制D)	18	-	72	歯学専攻(4年制D)	18	-	72	
計	42	-	128	計	42	-	128	
鶴見大学短期大学部				鶴見大学短期大学部				
保育科	200	-	400	保育科	<u>100</u>	-	<u>200</u>	定員変更(△100)
歯科衛生科(3年制)	150	-	450	歯科衛生科(3年制)	<u>135</u>	-	<u>405</u>	定員変更(△15)
専攻科保育専攻(1年制)	20	-	20	専攻科保育専攻(1年制)	<u>15</u>	-	<u>15</u>	定員変更(△5)
計	370	-	870	計	<u>250</u>	-	<u>620</u>	

校地校舎等の図面

図面内の色分けについて

-  緑 — 中心校地
-  橙 — 校地
-  紫 — 専用
-  青 — 共用
-  桃 — 共用する他の学校等の専用（鶴見大学文学部・鶴見大学歯学部）



鶴見大学・鶴見短期大学部

神奈川県内における、位置関係の図面

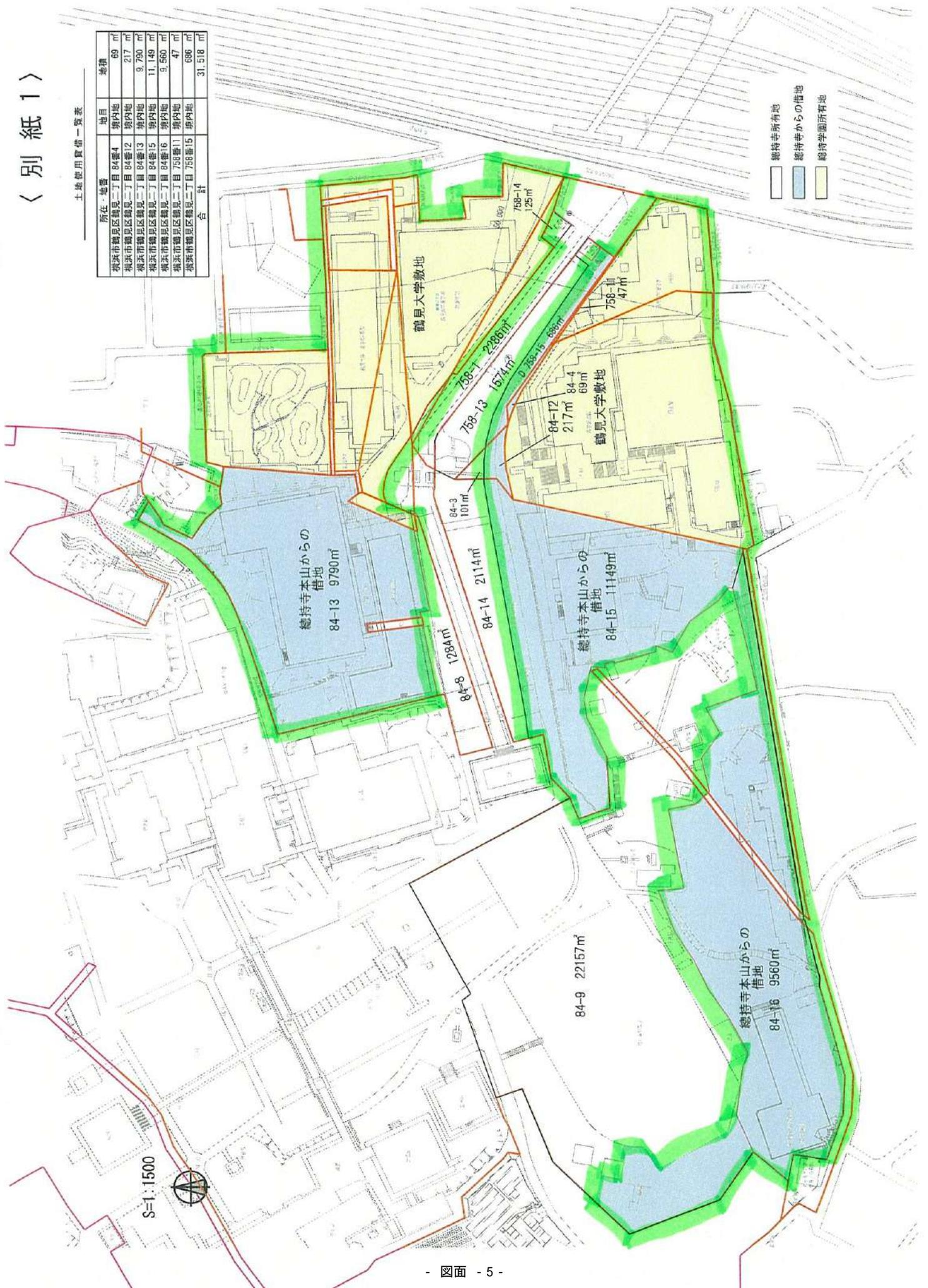
最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



〈別紙1〉

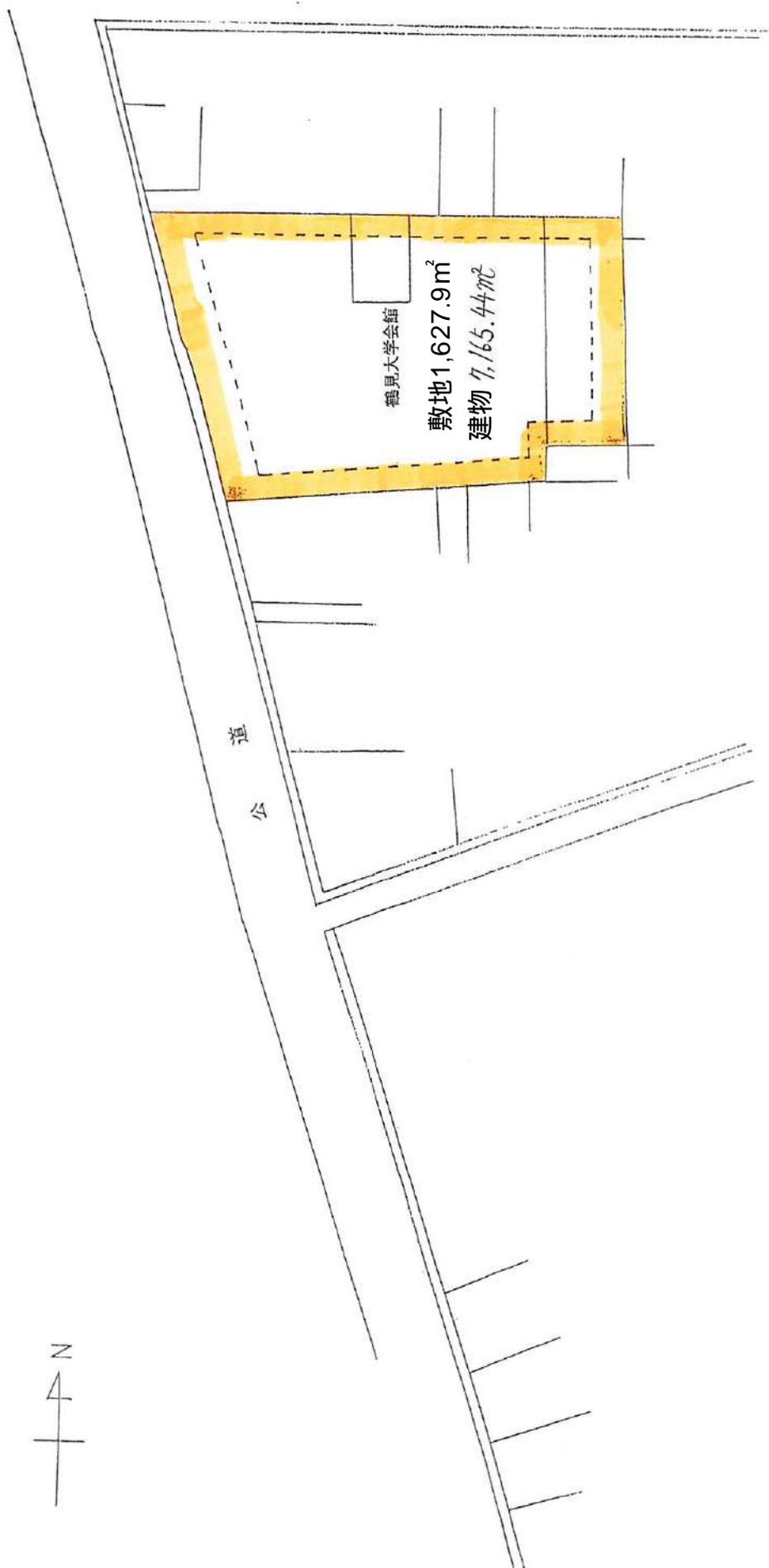
土地使用情况一覧表

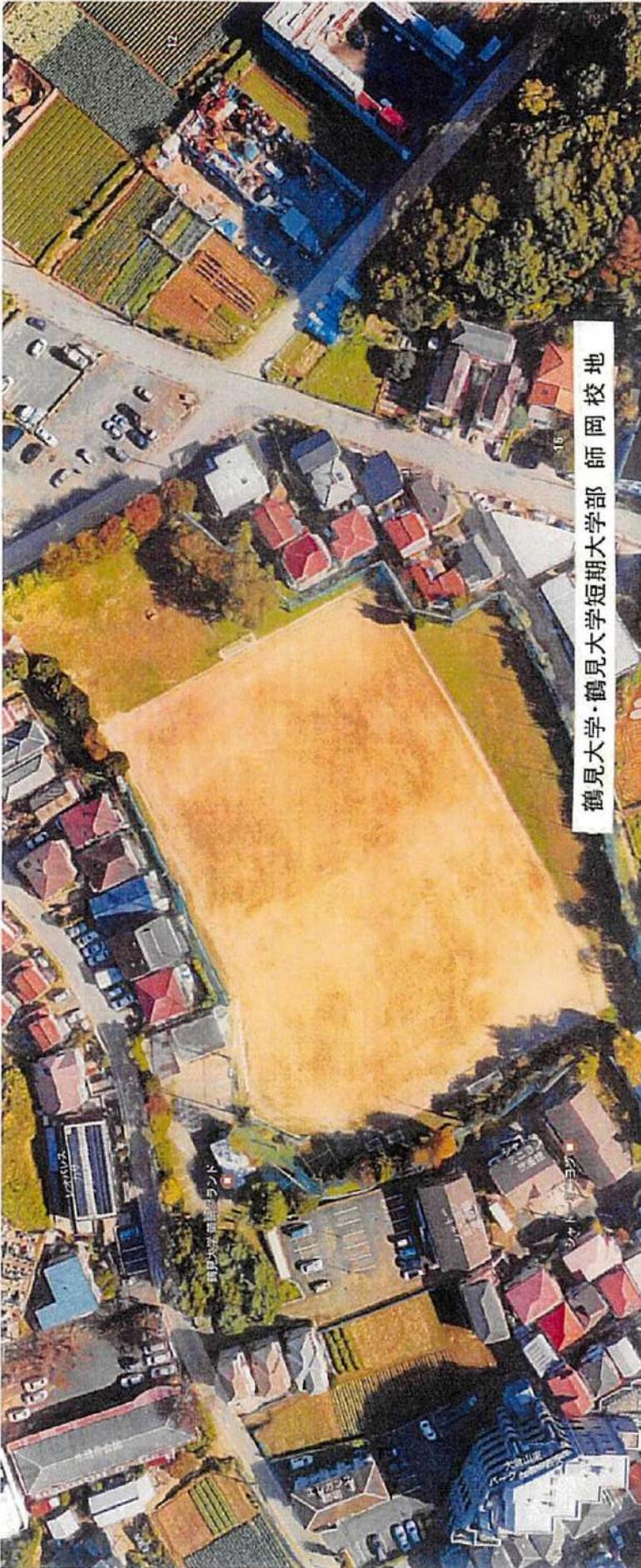
所在・地番	地目	地積
堺市鶴見区鶴見二丁目 84番4	雑用地	69 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 84番12	雑用地	217 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 84番13	雑用地	9,790 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 84番15	雑用地	11,149 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 84番16	雑用地	9,560 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 758番11	雑用地	47 m ²
堺市鶴見区鶴見二丁目 758番15	雑用地	686 m ²
計		31,518 m ²



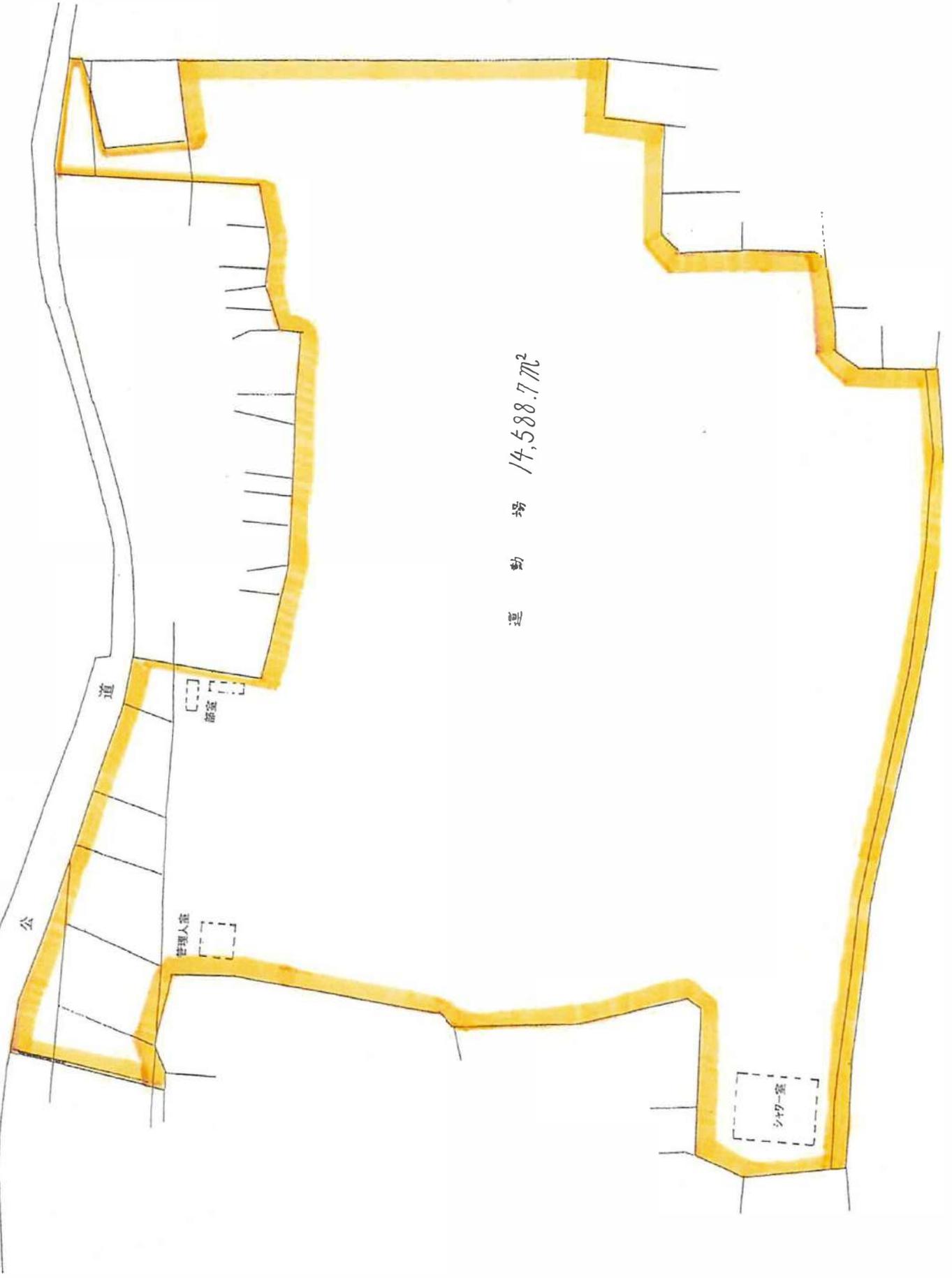
- 総持寺所有地
- 総持寺からの借地
- 総持寺園所所有地

鶴見大学豊岡校地位置配置図





鶴見大学 師岡校地位置配置図



運動場 14,588.7㎡



鶴見大学・鶴見大学短期大学部 荒立校地

鶴見大学 荒立校地位置配置図



鶴見大学短期大学部学則

昭和45年4月1日
施行

第1章 総則

(目的)

第1条 鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の趣旨にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技術を修得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえて不断の見直しを行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。

(組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本学にFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。

4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FDを除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科

(学科)

第3条 本学に次の学科を置く。

保育科

歯科衛生科

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第4条 修業年限は、保育科は2年とし、歯科衛生科は3年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、保育科は4年を、歯科衛生科は6年を超えることができない。

第4章 収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人
歯科衛生科	135人	405人

第5章 教育課程

(教育研究上の目的)

第7条 本学学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学科の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

- 2 保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する。
- 3 歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。
- 4 第1項に規定する目的を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条の2 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ—1及びⅠ—2に定めるとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位計算方法)

第8条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(取得資格)

第9条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

保育科 幼稚園教諭二種免許状、保育士となる資格

歯科衛生科 歯科衛生士国家試験受験資格

- 2 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 3 保育士となる資格を得ようとする者は、第11条第2項の規定によるほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚令11号）に基づき、別表Ⅱの厚生労働大臣の定める教科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 歯科衛生士国家試験受験資格を得ようとする者は、第11条第3項の規定によるほか、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文・厚令1号）に規定する科目について必要な単位を修得しなければならない。

第6章 卒業の要件等

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修した者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

- 2 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。
- 3 試験についての細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第11条 各学科の卒業の要件は、次のとおりとする。

- 2 保育科では、2年以上在学し、第7条の2第1項別表Ⅰ—1の規定するところにより必修、選択合わせてA群26単位、B群・C群・D群・E群合わせて38単位以上を修得し、合計64単位以上を修得しなければならない。

- 3 歯科衛生科では、3年以上在学し、第7条の2第1項別表I—2の規定するところにより必修、選択合わせて合計102単位以上を修得しなければならない。
- 4 第2項の規定により卒業の要件として修得すべき64単位のうち、第8条の2第2項の授業方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により卒業の要件として修得すべき102単位のうち、第8条の2第2項の授業方法により修得する単位数は46単位を超えないものとする。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第12条 他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において教育上有益と認めるときは、合わせて30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第13条 他の短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本学は、学生が本学に入学する前に第12条第1項において修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第12条第2項の場合について準用する。
- 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第13条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務経験を通じ、当該職業に必要な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。
- 5 前四項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第1項及び第13条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第12条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、2学期に分ける。

- 2 前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、教育上必要と認めるとき、学長はこれを変更することができる。
- 3 1年間の授業期間は、35週にわたり行うことを原則とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 開学記念日(11月21日)
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度これを定める。ただし、都合により休業日を変更することができる。

第8章 入学、退学、除籍、休学、復学、転学・転科及び再入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(出願手続)

第20条 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学試験)

第21条 入学志願者には、入学試験を行う。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当するものを学長は除籍することができる。

- (1) 指定の期日までに学生納付金等を納入せず、督促してもなお納入に応じない者
- (2) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第24条第3項に定める休学期間を超えて復学できない者
- (4) 死亡の届けがあった者

(休学)

第24条 病気その他やむをえない理由によって2ヶ月以上欠席しようとするときは、学長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の必要があると認められた者は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、引き続き2年を超えないこととする。

4 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

(転学及び転科)

第26条 他の大学から本学へ若しくは本学から他の大学へ転学を希望する者があるときは、正当な事由があると認められた場合に許可することができる。

2 転学を希望する者があるときは、受け入れ学科に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

3 転学及び転科に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第27条 本学の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第28条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲ—1に定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(休学期間中の学生納付金)

第29条 休学期間中の学生納付金については、別に定める。

(督促)

第30条 当該学年の授業料その他の納付金の納付をその年度の指定期間内に行わず、督促を受け、新たに指定された納入期限内に納付をしない者を、学長は除籍することができる。

(入学検定料等の不返還)

第31条 既納の入学検定料及び学生納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第32条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第11章 教育研究実施組織等

(職員)

第33条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 短大部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 司書
- (10) 事務職員
- (11) 技術職員

2 補職に関する規程は、別に定める。

(校務分掌)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 短大部長は、学長の命を受け、短期大学部の各学科等を統括する。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 司書は、上職の命を受け、資料を処理する。

10 事務職員は、上職の命を受け、諸般の事務に従事する。

11 技術職員は、上職の命を受け、技術に関する用務に従事する。

(教育研究実施組織等)

第34条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担の下での職員の協働や

組織的な連携体制を確保する。

3 教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 教授会、大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する事項

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の招集及び議長)

第36条 教授会は、学長若しくは短大部長が必要と認めたとき又は教授会構成員の2分の1以上の請求があったときに、学長又は短大部長がこれを招集する。

2 短大部長は、学長の命を受け、教授会の議長となる。短大部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(教授会の審議事項)

第37条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短大部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学運営協議会・全学自己点検評価委員会)

第38条 重要事項の協議、内部質保証の推進及び連絡調整のため、大学運営協議会を置く。

2 本学則第2条の実施にあたっては、全学自己点検評価委員会を置き、大学運営協議会にその結果を報告する。

3 大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する規程は、別に定める。

第13章 卒業の認定、卒業証書・学位記

(卒業)

第39条 本学に保育科は2年以上、歯科衛生科は3年以上在学し、本学所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。

3 前項の規程により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより次の学位を授与する。

保育科 短期大学士(保育学)

歯科衛生科 短期大学士(歯科衛生学)

4 学位に関する規程は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第40条 本学の学生で、品行方正、学術優秀な者又は他の模範となる行為のあった者は、これを表彰する。

(懲戒)

第41条 学生の本分に反し、学則その他の諸規程に違反した者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 無届けで長期にわたり欠席した者又は正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 専攻科

(目的)

第42条 本学は、学科における教育の基礎の上に、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導するために専攻科を置く。

(専攻)

第43条 専攻科に次の専攻を置く。

保育専攻

(修業年限及び在学期間)

第44条 専攻科の修業年限は、1年とし、在学期間は、2年を超えることができない。

(入学定員及び収容定員)

第45条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保育専攻 入学定員15人、収容定員15人

(教育研究上の目的)

第46条 専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第42条に定める目的のほか、各専攻の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。

2 保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。

3 第1項に規定する目的を達成するために、修了認定の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第46条の2 専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰ—3に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(入学検定料及び学生納付金)

第47条 専攻科の入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅲ—2に定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(修了の要件)

第48条 専攻科の修了の要件は、次のとおりとする。

2 保育専攻の修了の要件は、1年以上在学し、第46条の2第1項別表Ⅰ—3の規定するところにより、必修18単位、選択12単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

(入学資格)

第49条 専攻科に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(3) 本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(単位の授与)

第50条 専攻科の授業科目を履修した者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位が与えられる。

3 試験についての細則は、別に定める。

(修了の認定及び修了証書)

第51条 学長は、所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の審議を経て、修了の認定をする。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(準用規定)

第52条 第8条第1項、第15条から第18条まで、第20条から第25条まで、第29条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、専攻科にこれを準用する。この場合において、第24条第3項中「2年」とあるのは「1年」に、第23条の2第2号及び第24条第4項中「第5条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(その他)

第53条 その他専攻科学生に関して必要なことは、別に定める。

第16章 科目等履修生

(科目等履修生)

第54条 本学において開設する授業科目中、特定の科目を履修しようとする者がいるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対し単位を認定することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第10条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第17章 雑則

(公開講座)

第55条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のため公開講座を開催する。

(図書館)

第56条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(保健センター)

第57条 本学は、学生及び職員に対する保健管理業務を実施するために保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(附属幼稚園)

第58条 本学に附属幼稚園を置く。

2 附属幼稚園に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

第59条 本学は、学生のために学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第18章 改正手続

(改正手続)

第60条 本学則及び本学則に基づいて定める諸規則・諸規程は本学の必要に応じて変更することがある。

2 本学則の改正は、教授会及び大学運営協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第22条は、平成元年度から適用するが、平成元年3月31日までに納入される入学金は、各科とも250,000円とする。なお、各科の昭和63年度以前の入学者の施設維持費は次のとおりとする。

国文科

昭和62年度入学者 175,100円

昭和63年度入学者 185,400円

保育科

昭和62年度入学者 195,700円

昭和63年度入学者 206,000円

歯科衛生科

昭和62年度入学者 206,000円

昭和63年度入学者 216,300円

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第28条は平成4年度から適用するが、なお、各科の昭和63年度以前の入学者の施設維持費は次のとおりとする。

国文科

昭和62年度入学者 170,000円

昭和63年度入学者 180,000円
保育科
昭和62年度入学者 190,000円
昭和63年度入学者 200,000円
歯科衛生科
昭和62年度入学者 200,000円
昭和63年度入学者 210,000円

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、別表Ⅰ—2選択必修分野中の授業科目「介護職員初任者研修事業」については、平成24年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項並びに別表Ⅰ—1及び別表Ⅰ—2については、平成27年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第48条第3項並びに別表Ⅰ—4については、平成28年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第49条並びに別表Ⅰ—2については、平成29年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—3、別表Ⅱについては、平成31年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び別表Ⅰ—2については、令和2年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—3、別表Ⅰ—4、別表Ⅱについては、令和4年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。
専攻科福祉専攻の廃止

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後のこの学則第6条に規定する収容定員は、次のとおりとする。

令和7年度
保育科 300人
歯科衛生科 435人

令和8年度
歯科衛生科 420人

授業科目及び単位数

別表Ⅰ—1（保育科）

授業科目及び単位数

別表Ⅰ—2（歯科衛生科）

授業科目及び単位数

別表Ⅰ—3（専攻科保育専攻）

別表Ⅱ 保育士に関する科目

別表Ⅲ—1 入学検定料及び学生納付金

別表Ⅲ—2 入学検定料及び学生納付金

授業科目及び単位数

別表 I - 1 (保育科)

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位		必修単位	選択単位
A群			保育内容研究b (子どもの環境)		1
音楽表現 I	1		保育内容研究c (子どもの生活・遊び)		1
造形表現 I	1		保育内容研究d (子どもの生活・遊び)		1
子どもと健康	1		保育内容研究e (子どもの文化)		1
子どもと人間関係	2		保育内容研究f (子どもの文化)		1
子どもと環境	2		保育者論		2
子どもと言葉	1		幼児理解と教育相談の基礎		2
子どもと表現	1		発達心理学(保育の心理学)		2
幼児体育	1		子ども家庭支援論		2
保育原理	2		社会的養護 II		1
社会福祉	2		子ども家庭支援の心理学		2
社会的養護 I	2		教育実習概論		2
乳児保育 I	2		教育実習 I (事前事後指導を含む)		2
乳児保育 II	1		教育実習 II		3
保育内容総論a	1		(事前事後指導を含む)		
保育内容総論b	1		保育・教職実践演習		2
仏教保育	2		C群		
身体表現 I	1		宗教学(実践行持を含む)	2	
教育原理	2		哲学		2
B群			文学		2
子育て支援		1	倫理学		2
子ども家庭福祉 I		2	社会学		2
子ども家庭福祉 II		2	経済学		2
子どもの保健		2	法学		2
子どもの健康と安全		1	日本国憲法		2
子どもの食と栄養a		1	歴史学		2
子どもの食と栄養b		1	心理学		2
臨床心理学		2	数学		2
保育所保育実習 I		2	化学		2
施設保育実習 I		2	生活科学		2
保育所保育実習指導 I		1	日本語コミュニケーション		2
施設保育実習指導 I		1	コンピュータ概論		2
保育実習 II		2	情報機器の操作		2
保育実習 III		2	環境倫理入門		2
保育所保育実習指導 II		1	D群		
施設保育実習指導 III		1	英語 I a	1	3
乳幼児心理学		2	英語 I b(保育の英語)	1	3
教育心理学(子どもの理解と援助)		1	英語 II a(保育の英語)		1
保育指導法		2	英語 II b(保育の英語)		1
特別支援保育a		1	E群		
特別支援保育b		1	体育a		1
ピアノ・声楽 I a		1	体育b		1
ピアノ・声楽 I b		1			
ピアノ・声楽 II a		1			
ピアノ・声楽 II b		1			
音楽表現 II		1			
造形表現 II		1			
身体表現 II		1			
カリキュラム論(計画と評価)		2			
保育内容研究a (子どもの環境)		1			

授業科目及び単位数

別表 I-2 (歯科衛生科)

教育内容	授業科目	単位数		
		必修単位	選択単位	
基礎分野	科学的思考の基盤	生命科学 情報リテラシー メディカル情報処理	2 1 1	
	人間と生活	宗教学 心理学 倫理学 スタートアップセミナー ステップアップセミナー キャリアデザイン 日本語リテラシー 英語リテラシー 歯科英語 中国語リテラシー 体育 キャリアのための教養	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	2 2 1 1
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学 組織・発生学	2 2	
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学(歯の解剖学を含む) 生理学(口腔生理学を含む) 生化学(口腔生化学を含む)	2 2 2	
	疾病の成り立ちと回復過程の促進	病理学(口腔病理学を含む) 微生物学(口腔微生物学を含む) 薬理学(歯科薬理学を含む)	2 2 2	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学 I 口腔衛生学 II (歯科衛生統計を含む) 衛生行政・社会福祉 衛生学・公衆衛生学	1 2 2 2	
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	
	臨床歯科医学	保存修復・歯内療法学 歯周治療学 歯科補綴学 口腔外科学 小児歯科学 歯科矯正学 高齢者・障害者歯科学 歯科放射線学 チーム歯科医療論(災害概論を含む)	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	歯科予防処置論	歯科予防処置論 I 歯科予防処置論 II 歯科予防処置論 III 歯科予防処置論 IV	2 3 2 1	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論 I 歯科保健指導論 II 歯科保健指導論 III 歯科保健指導論 IV 歯科保健指導論 V 栄養指導 I 栄養指導 II	1 1 1 1 1 1 1	
	歯科診療補助論	歯科診療補助論 I 歯科診療補助論 II 歯科診療補助論 III 歯科診療補助論 IV 介護技術実習(摂食嚥下リハビリテーション学を含む)	2 2 2 1 2	
	臨地・臨床実習	歯科臨床実習 I 歯科臨床実習 II 歯科臨床実習 III 臨地実習	6 6 4 4	
	総括	総合講義	4	
	選択必修分野	臨床医学概論 卒業研究 ボランティア論 環境リテラシー 日本の伝統 現代の文化 コミュニケーション論 介護職員初任者研修事業		2 2 2 2 2 2 2 3

授業科目及び単位数

別表 I - 3 (専攻科保育専攻)

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
教育学特論	2	
保育学特論	2	
発達心理学特論	2	
教育方法特論	2	
専攻科実習	2	
保育演習	2	
専攻科特別研究	4	
研究方法論	2	
現代保育論		2
保育指導法研究		2
特別支援保育特論		2
乳児保育特論		2
保育内容(健康)特論		2
保育内容(人間関係)特論		2
保育内容(環境)特論		2
保育内容(表現)特論		2
保育内容(言葉)特論		2
保育内容研究1(言葉)		2
保育内容研究2(健康)		2
保育内容研究3(表現)		2
児童文学		2
仏教保育特論		2
社会福祉特論		2
児童福祉特論		2

別表Ⅱ (保育士に関する科目)

告示による教科目				本学における開設教科目等						
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位	
						必修	選択	計		
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	宗教学	講義	2		2	4単位以上	
				哲学	講義		2	2		
				文学	講義		2	2		
				倫理学	講義		2	2		
				社会学	講義		2	2		
				経済学	講義		2	2		
				法学	講義		2	2		
				日本国憲法	講義		2	2		
				歴史学	講義		2	2		
				心理学	講義		2	2		
				数学	講義		2	2		
				化学	講義		2	2		
				生活科学	講義		2	2		
				日本語コミュニケーション	講義		2	2		
	コンピュータ概論	講義		2	2					
	情報機器の操作	講義		2	2					
	環境倫理入門	講義		2	2					
外国語	演習	2以上	英語 I a	演習	1	3	4	2単位以上		
			英語 I b(保育の英語)	演習	1	3	4			
			英語 II a(保育の英語)	演習		1	1			
			英語 II b(保育の英語)	演習		1	1			
体育	講義	1	体育a	実技・講義	1		1	2単位		
			体育b	実技・講義	1		1			
合計		10単位以上		合計		6	40	46	8単位以上	
告示による教科目				本学における開設教科目等						
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位	
						必修	選択	計		
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	55単位以上	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2		
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉 I	講義	2		2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2		
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2		
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2		2		
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2		
保育の対象に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学(保育の心理学)	講義	2		2	1単位以上	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2		
	子どもの理解と援助	演習	1	教育心理学(子どもの理解と援助)	演習	1		1		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養a	演習	1		1		
				子どもの食と栄養b	演習	1		1		
	保育の内容に関する科目・方法	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論(計画と評価)	講義	2			2
保育内容総論		演習	1	保育内容総論a	演習	1		1		
				保育内容総論b	演習	1		1		
保育内容演習		演習	5	保育内容研究a(子どもの環境)	演習	1		1		
				保育内容研究b(子どもの環境)	演習	1		1		
				保育内容研究c(子どもの生活・遊び)	演習	1		1		
				保育内容研究d(子どもの生活・遊び)	演習	1		1		
				保育内容研究e(子どもの文化)	演習	1		1		
				保育内容研究f(子どもの文化)	演習	1		1		
保育内容の理解と方法		演習	4	音楽表現 I	演習	1		1		
				造形表現 I	演習	1		1		
				身体表現 I	演習	1		1		
				音楽表現 II	演習		1	1		
				造形表現 II	演習		1	1		
	身体表現 II			演習		1	1			
乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2		2			
			乳児保育 II	演習	1		1			
			子どもの健康と安全	演習	1		1			
			障害児保育	演習	2	特別支援保育a	演習	1		1
						特別支援保育b	演習	1		1
			社会的養護 II	演習	1		1			
			子育て支援	演習	1		1			
			保育実習	実習	4	保育所保育実習 I	実習	2		2
施設保育実習 I	実習	2					2			
保育実習指導 I	演習	2	保育所保育実習指導 I	演習	1		1			
			施設保育実習指導 I	演習	1		1			
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2		2		
合計		51単位以上		合計		54	3	57	55単位以上	
告示による教科目				本学における開設教科目等						
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			履修方法及び履修単位	
						必修	選択	計		
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15以上	子ども家庭福祉 II	講義		2	2	6単位以上	
				乳幼児心理学	講義		2	2		
保育の対象に関する科目				臨床心理学	講義		2	2		
				保育指導法	講義		2	2		
				生活	講義		2	2		
				ピアノ・声楽 I a	演習		1	1		
				ピアノ・声楽 I b	演習		1	1		
				ピアノ・声楽 II a	演習		1	1		
				ピアノ・声楽 II b	演習		1	1		
				幼児体育	演習	1		1		
保育の内容に関する科目				子どもと健康	演習	1		1		
				子どもと人間関係	講義	2		2		
				子どもと環境	講義	2		2		
				子どもと環境	講義	2		2		
保育実習				保育実習 II	実習		2	3		
				保育実習指導 II	演習	1			1	
				保育実習 III	実習	2		2	3	
				保育実習指導 III	演習	1		1		
合計		18単位以上		合計		6	18	24	9単位以上	

別表Ⅲ－1 入学検定料及び学生納付金

《入学検定料》

	保育科	歯科衛生科
	30,000円	30,000円

備考 出願方法により減額することがある。

詳細については別に定める。

《学生納付金》

	保育科	歯科衛生科
入学金（入学時）	350,000円	350,000円
授業料（年額）	640,000円	640,000円
実験実習費（年額）	120,000円	150,000円
施設維持費（年額）	280,000円	280,000円

別表Ⅲ－2 入学検定料及び学生納付金

《入学検定料》

専攻科 保育専攻
30,000円

備考 出願方法により減額することがある。
詳細については別に定める。

《学生納付金》

	専攻科 保育専攻
入学金（入学時）	200,000円
授業料（年額）	640,000円
実験実習費（年額）	30,000円
施設維持費（年額）	70,000円

鶴見大学短期大学部学則変更の事由及び時期を記載した書類

1. 変更事由

保育科、歯科衛生科、専攻科保育専攻の入学定員及び収容定員を変更するため。

2. 変更点

- (1) 保育科の入学定員を200人から100人に、収容定員を400人から200人に変更する。(第6条関係)
- (2) 歯科衛生科の入学定員を150人から135人に、収容定員を450人から405人に変更する。(第6条関係)
- (3) 専攻科保育専攻の入学定員を20人から15人に、収容定員を20人から15人に変更する。(第45条関係)

3. 変更時期

令和7年4月1日

以上

鶴見大学短期大学部学則 新旧対照表 (案)

改定(案)	現行	備考																												
<p>鶴見大学短期大学部学則</p> <p style="text-align: right;">昭和45年4月1日 施行</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4章 収容定員 (入学定員及び収容定員)</p> <p>第6条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">入学定員</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td style="text-align: center;"><u>100</u>人</td> <td style="text-align: center;"><u>200</u>人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生科</td> <td style="text-align: center;"><u>135</u>人</td> <td style="text-align: center;"><u>405</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第15章 専攻科 (中略) (入学定員及び収容定員)</p> <p>第45条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>保育専攻 入学定員<u>15</u>人、収容定員<u>15</u>人 (中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後のこの学則第6条に規定する収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td style="text-align: center;"><u>300</u>人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生科</td> <td style="text-align: center;"><u>435</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生科</td> <td style="text-align: center;"><u>420</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>		入学定員	収容定員	保育科	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人	歯科衛生科	<u>135</u> 人	<u>405</u> 人	令和7年度		保育科	<u>300</u> 人	歯科衛生科	<u>435</u> 人	令和8年度		歯科衛生科	<u>420</u> 人	<p>鶴見大学短期大学部学則</p> <p style="text-align: right;">昭和45年4月1日 施行</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4章 収容定員 (入学定員及び収容定員)</p> <p>第6条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">入学定員</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td style="text-align: center;"><u>200</u>人</td> <td style="text-align: center;"><u>400</u>人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生科</td> <td style="text-align: center;"><u>150</u>人</td> <td style="text-align: center;"><u>450</u>人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第15章 専攻科 (中略) (入学定員及び収容定員)</p> <p>第45条 専攻科に入学させる学生の定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>保育専攻 入学定員<u>20</u>人、収容定員<u>20</u>人 (中略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>		入学定員	収容定員	保育科	<u>200</u> 人	<u>400</u> 人	歯科衛生科	<u>150</u> 人	<u>450</u> 人	
	入学定員	収容定員																												
保育科	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人																												
歯科衛生科	<u>135</u> 人	<u>405</u> 人																												
令和7年度																														
保育科	<u>300</u> 人																													
歯科衛生科	<u>435</u> 人																													
令和8年度																														
歯科衛生科	<u>420</u> 人																													
	入学定員	収容定員																												
保育科	<u>200</u> 人	<u>400</u> 人																												
歯科衛生科	<u>150</u> 人	<u>450</u> 人																												

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容.....	2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性.....	2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容.....	3
エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画.....	4
オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画.....	4
カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学について.....	4

鶴見大学短期大学部

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

保育科の入学定員 200 人を 100 人に変更し、収容定員を 200 人とする。
 歯科衛生科の入学定員 150 人を 135 人に変更し、収容定員を 405 人とする。
 専攻科保育専攻の入学定員 20 人を 15 人に変更し、収容定員を 15 人とする。
 なお、完成年度までの収容定員は以下のとおりである。

	令和 6 年度 (現行)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
保育科 (2 年制)	400 人	300 人	200 人	200 人
歯科衛生科 (3 年制)	450 人	435 人	420 人	405 人
専攻科保育専攻 (1 年制)	20 人	15 人	15 人	15 人

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

短期大学部の入学定員について、昭和 51 年 4 月より保育科は 200 人、歯科衛生科は 150 人、専攻科保育専攻は平成 7 年 4 月の開設以来、20 人を維持してきた。

しかしながら、保育科は平成 30 年度から志願者が減少し、令和 6 年度の入学者は 73 人で入学定員充足率は 37%、直近 5 年間の収容定員充足率は 58%となった。歯科衛生科は令和 2 年度より志願者が減少し、令和 6 年度の入学者は 92 人で入学定員充足率は 61%、直近 5 年間の収容定員充足率は 83%となった。専攻科保育専攻は、令和 6 年度の入学者は 16 人で入学定員充足率は 80%、直近 5 年間の収容定員充足率は 53%となった。なお、専攻科を含む短期大学部全体の収容定員充足率については、令和 4 年度 67%、令和 5 年度 70%、令和 6 年度 62%となった。

学科	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
保育科 (2年制)	在籍学生数	289人	236人	228人	223人	176人	230人
	収容定員	400人	400人	400人	400人	400人	400人
	収容定員充足率	72%	59%	57%	56%	44%	58%
歯科衛生科 (3年制)	在籍学生数	385人	399人	369人	375人	346人	375人
	収容定員	450人	450人	450人	450人	450人	450人
	収容定員充足率	86%	89%	82%	83%	77%	83%
専攻科保育専攻 (1年制)	在籍学生数	11人	10人	7人	9人	16人	11人
	収容定員	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	収容定員充足率	55%	50%	35%	45%	80%	53%
専攻科福祉専攻 (令和5年度募集停止)	在籍学生数	2人	7人	6人			
	収容定員	40人	40人	40人			
	収容定員充足率	5%	18%	15%			
短大全体 (専攻科含む)	在籍学生数	687人	652人	610人	607人	538人	619人
	収容定員	910人	910人	910人	870人	870人	
	収容定員充足率	75%	72%	67%	70%	62%	

(小数点以下四捨五入)

表 1 在籍者数及び収容定員充足率

収容定員未充足に対する対応として、入学者選抜制度の見直し、オープンキャンパスの追加実施、出張講義、教職員による高校訪問等の対策を行ったが、18 歳人口の減少、女子の 4 年制志向に伴う短期大学志望者の減少により、保育科、歯科衛生科の入学希望者は減少する傾向にある【資料 1、資料 2、資料 3】。加えて、国の給付型奨学金「大学等の修学支援新制度」の機関要件が令和 6 年度申請分より変更され、経営に係る要件のうち収容定員充足率に

対する要件が厳格化された【資料4】。

このような状況を総合的に勘案し、短期大学部の入学定員の変更について検討を重ねた結果、令和6年1月30日開催の理事会において入学定員の変更が承認された。

以上のことから、短期大学部の入学定員及び収容定員について、令和7年度より上記アのとおり変更したい。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容について

本学の教育課程は学則に定めるとおり変更はない。保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成することを目的としており、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得できる。歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。専攻科保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。専攻科保育専攻は（独）大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた認定専攻科であり、専攻科修了後に併設の鶴見大学等で科目等履修生として所定の単位を修得し、所定の要件を満たして学士を授与されることにより、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。各学科及び専攻科の資格取得に必要な教育課程を編成しており、従前と同等の内容が担保される。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容について

定員変更前のクラス編成は、保育科は入学定員200人に対し4クラス、歯科衛生科は入学定員150人に対し3クラス、専攻科は入学定員20人に対し1クラスであった。定員変更により、保育科は入学定員100人に対し2クラスの編成になる。歯科衛生科及び専攻科のクラス数に変更はないが各クラス5人減となる。いずれも教育方法及び履修指導方法に変更はなく、同等以上の内容が担保される。

（ウ）教員組織の変更内容について

短期大学設置基準別表1イに係る保育科（教育学・保育学）入学定員100人に対する必要基幹教員数は8人であり、従前の11人と比較して3人減となる。保育科の必要基幹教員数は教職課程認定基準（幼稚園教諭二種免許状）に必要な教職専任教員数8人及び保育士養成課程に必要な専任教員数8人に等しい。歯科衛生科（保健衛生学（看護学を除く。））の必要基幹教員数は12人で従前からの変更はなく、基幹教員12人に対して1クラスあたりの学生数が5人減少することにより、ST比は37.5から33.8に下がる。

短期大学設置基準別表1ロに係る基幹教員数については短期大学全体の入学定員250人に対して4人であり、従前と比較して1人減となる。この基幹教員4人については、専攻科保育専攻の幼稚園教諭一種免許状に必要な教職専任教員数4人に充てる。

なお、必要基幹教員数の減少に伴い、令和7年度末に定年を迎える専任教員2名分の教員の補充は行わず、今後の退職者補充については必要基幹教員数以上を確保する。これにより、同等以上の教員組織は担保される。

（エ）短期大学全体の施設・設備の変更内容について

引き続き同じ校地・校舎を利用するため現時点で変更の予定はなく、同等以上の内容は担保される。基本計画書に示すとおり、校地等面積については併設大学との共有部分を含めて121,169.9㎡、校舎面積については58,831.9㎡であり、短期大学設置基準上の基準面積である校地面積8,500㎡、校舎面積6,850㎡を満たしている。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし。

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

該当なし。

カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学について

該当なし。

以上

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(添付資料)

目次

【資料1】18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	2
【資料2】男女別・18歳人口と大学進学率等の推移	3
【資料3】高卒者の短期大学志願率推移（男女別）	4
【資料4】「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】1（2）経営に係る要件の見直し	5

鶴見大学短期大学部

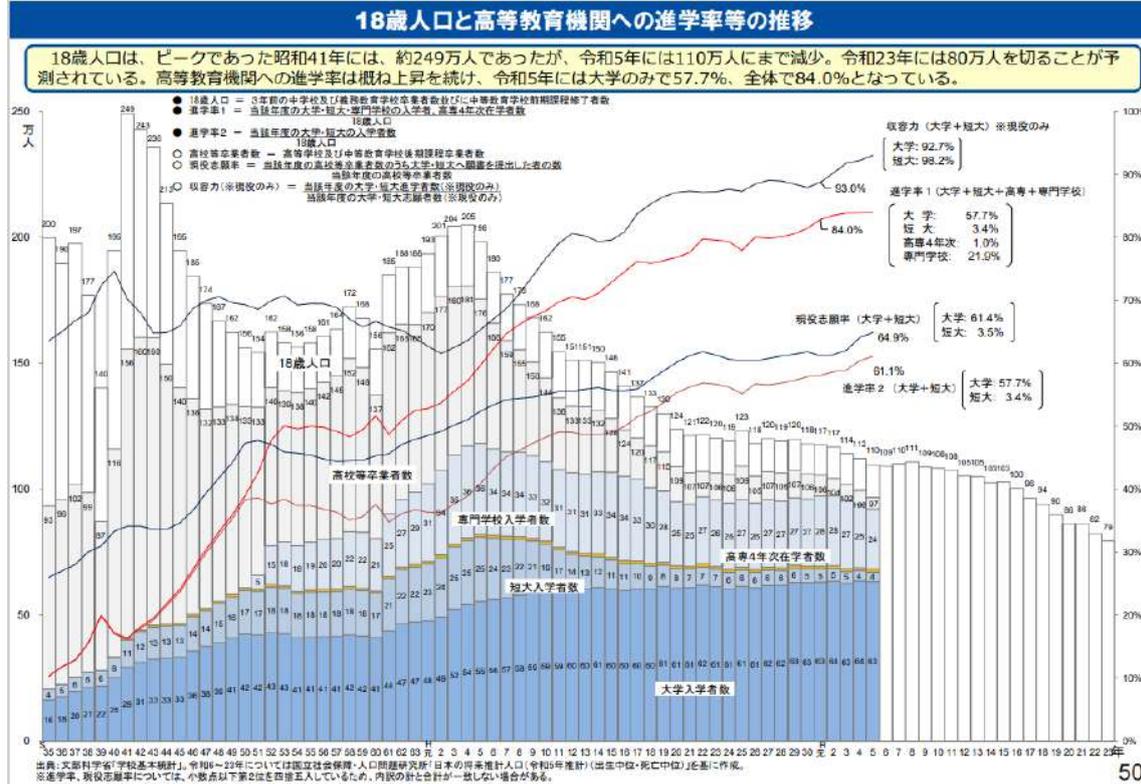
【資料1】18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

(出典: 文部科学省 高等教育の在り方に関する特別部会 (第6回) 配付資料【参考資料1】

参考データ集)

https://www.mext.go.jp/content/20240531-koutou02-000036245_8.pdf

50 ページ



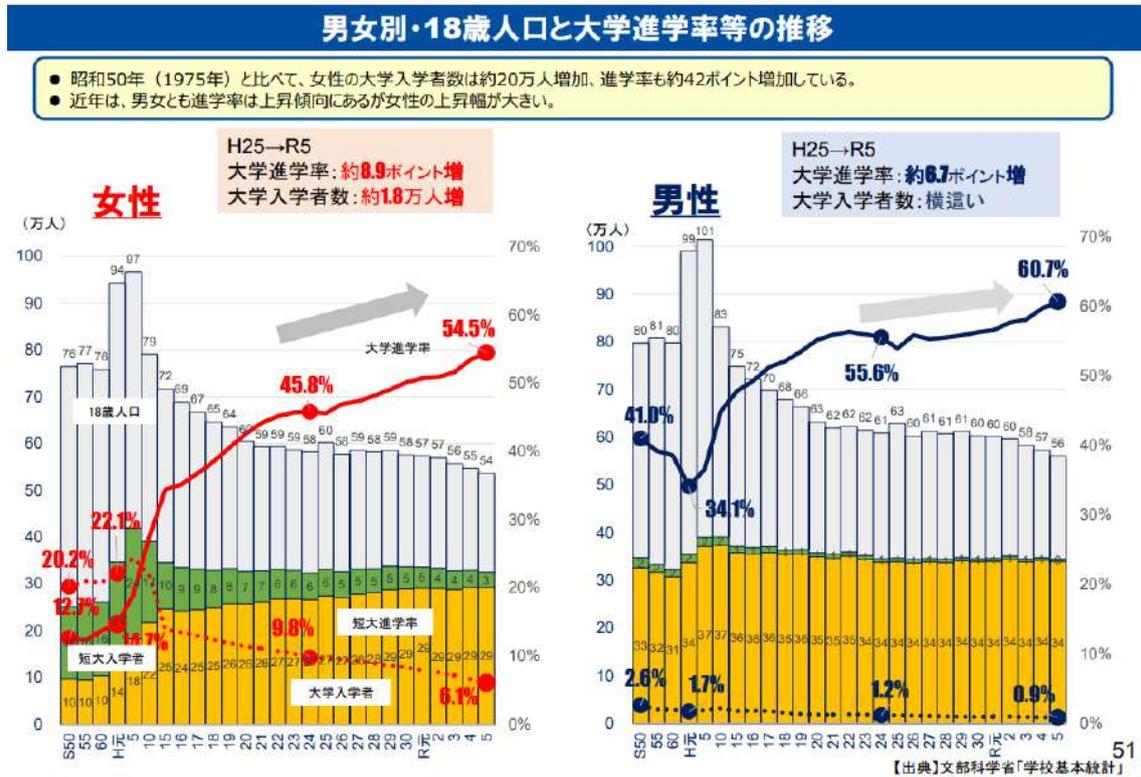
【資料2】男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

(出典：文部科学省 高等教育の在り方に関する特別部会(第6回)配付資料【参考資料1】

参考データ集)

https://www.mext.go.jp/content/20240531-koutou02-000036245_8.pdf

51 ページ



【資料3】高卒者の短期大学志願率推移（男女別）

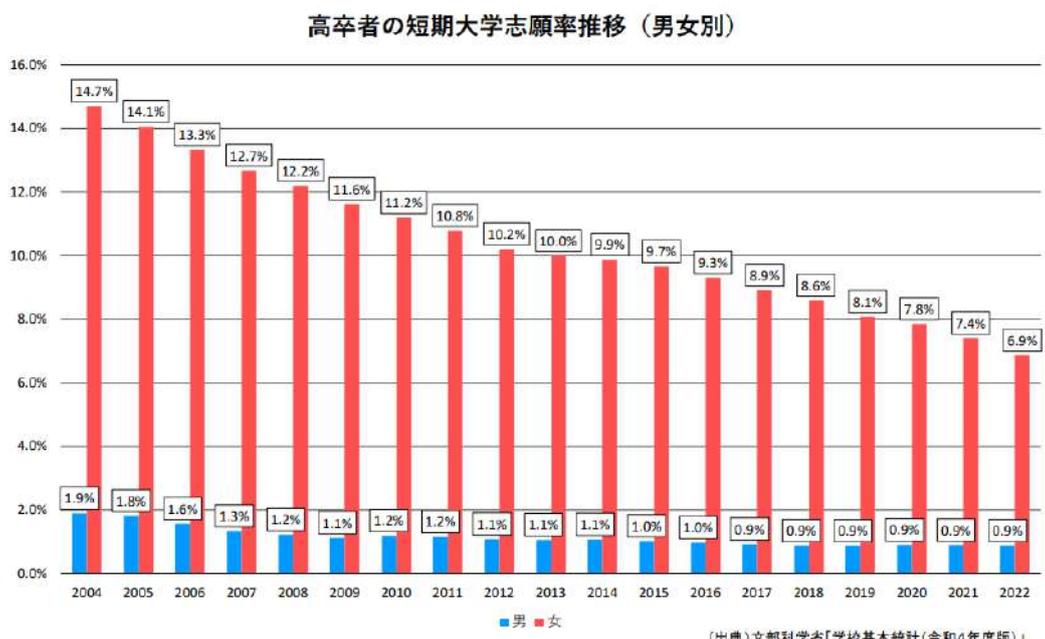
（出典：文部科学省 高等教育の在り方に関する特別部会（第6回）配付資料【参考資料1】
参考データ集）

https://www.mext.go.jp/content/20240531-koutou02-000036245_8.pdf

56 ページ

高卒者の短期大学志願率推移（男女別）

- 高校卒業者のうち短期大学を志願する割合は女性の方が高い。
- 近年では、男性の志願率は1%程度で一定だが、女性は一貫して志願率が減少している。



56

【資料4】「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】1（2）経営に係る要件の見直し

（出典：文部科学省 令和4年12月14日（水）高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議 報告）

https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_gakush_000024565_1.pdf

1 ページ

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】

（令和4年12月14日「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」報告）

1. 機関要件の審査について

（1）経営に係る要件の見直し

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

（大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

（専門学校の場合）

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

（2）総合知に係る取組の審査への反映

入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組みについて、機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

1

以上

学生確保の見通し等を記載した書類

目次

(1)	収容定員を変更する組織の概要.....	2
①	収容定員を変更する組織の概要(名称, 入学定員, 収容定員, 所在地)	2
②	収容定員を変更する組織の特色	2
(2)	人材需要の社会的な動向等	2
①	収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的, 地域的, 社会的動向の分析	2
②	中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的, 地域的動向の分析	3
③	収容定員を変更する組織の主な学生募集地域.....	3
④	既設組織の定員充足の状況.....	4
(3)	学生確保の見通し.....	5
①	学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	5
ア	既設組織における取組とその目標.....	5
イ	収容定員を変更する組織における取組とその目標	5
ウ	当該取組の実績の分析結果に基づく, 収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	5
②	競合校の状況分析(立地条件, 養成人材, 教育内容と方法の類似性と定員充足状況) ..	6
ア	競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析, 優位性	6
イ	競合校の入学志願動向等	6
ウ	収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等.....	7
エ	学生納付金等の金額設定の理由	7
③	先行事例分析.....	7
④	学生確保に関するアンケート調査.....	7
⑤	人材需要に関するアンケート調査等	7
(4)	収容定員を変更する組織の定員設定の理由	7

鶴見大学短期大学部

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要(名称, 入学定員, 収容定員, 所在地)

収容定員を変更する組織	令和6年度(現行)		変更後(完成年度)		所在地
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
鶴見大学短期大学部 保育科(2年制)	200人	400人	100人	200人	神奈川県横 浜市鶴見区 鶴見2丁目 1番3号
鶴見大学短期大学部 歯科衛生科(3年制)	150人	450人	135人	405人	
鶴見大学短期大学部 専攻科保育専攻(1年制)	20人	20人	15人	15人	

② 収容定員を変更する組織の特色

鶴見大学短期大学部学則の定めのとおり、本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の趣旨にのっとり、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技能を修得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする。

保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する。幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得することができる。

歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。歯科衛生士国家試験の受験資格を取得することができる。

また、本学は、学科における教育の基礎の上に、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導するために専攻科を置く。専攻科保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。専攻科保育専攻は(独)大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた認定専攻科であり、専攻科修了後に併設の鶴見大学等で科目等履修生として所定の単位を修得し、学習成果の提出等の所定の要件を満たして学士を授与されることにより、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

保育科が養成する保育士については、厚生労働省の『保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組』(平成25年10月)によれば、平成29年度末において全国で約7.4万人の保育士が不足するとされている【資料1】。

平成25年1月の保育士有効求人倍率は神奈川県において2.5倍となっている【資料1】。

また、神奈川県の『令和4年度神奈川県保育士登録者アンケート調査結果』(令和5年3月)においても、調査の目的に「保育ニーズが多様化し、今後も更なる保育サービスの充実が求められる中、保育サービスを担う保育士の確保は困難で、本県においても保育士不足の状況が続いています。」旨の記載があり、地域において保育人材の確保が急務となっている【資料2】。

歯科衛生科が養成する歯科衛生士については、神奈川県の『県央地域の各歯科医師会における「在宅医療を担う人材の確保・育成」の取組状況等』によれば、少子高齢化に伴い在宅介護における在宅歯科の需要が高まるなか、1施設当たりの歯科衛生士数は全国平均1.6人に対して神奈川県は1.5人と、現状において既に歯科衛生士不足が発生している【資料3】。

また、幼稚園教諭・保育士・歯科衛生士は女性が多く、ライフイベント（結婚・子育て）による離職が多いことから、保育所・診療所等において新卒者の確保が課題となっている。

② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

本学の学生は自宅生が多く、所在地である神奈川県の人人口動態の影響を強く受けると想定される。

日本私立学校振興・共済事業団の『私立大学・短期大学等 入学志願動向』（令和 5 年度版）によれば、令和 5 年度における神奈川県の短期大学入学者は 1,681 人である【資料 4】。これに対し、神奈川県の『神奈川県年齢別人口統計調査結果報告』（令和 5 年 1 月 1 日現在）によれば、神奈川県の 18 歳人口は令和 5 年 1 月 1 日現在で 80,345 人であり、県外への流出・流入を考慮しない短期大学進学率は 2.1%と求められる【資料 5】。また、令和 7 年度に収容定員を変更するにあたって、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間について短期大学進学率は変わらないと仮定した場合、図 1 に示すとおり、令和 6 年度の神奈川県の 18 歳人口 75,447 人に対する神奈川県内の短期大学入学者数は 1,579 人、令和 16 年度の神奈川県の 18 歳人口 72,537 人に対する神奈川県内の短期大学入学者数は 1,518 人となり、神奈川県内の短期大学入学者は令和 6 年度比で 61 人減（3.8%減）と想定される。

神奈川県		(単位:人)令和5年1月1日現在				
年度	年齢	総数	男	女	短期大学進学者数	短期大学進学率
	総数	9,227,901	4,574,834	4,653,067		
令和23(2041)	0	58,580	29,775	28,805	1,226	2.1%
令和22(2040)	1	61,193	31,378	29,815	1,281	2.1%
令和21(2039)	2	61,023	31,251	29,772	1,277	2.1%
令和20(2038)	3	63,662	32,702	30,960	1,332	2.1%
令和19(2037)	4	66,174	33,818	32,356	1,385	2.1%
令和18(2036)	5	67,512	34,511	33,001	1,413	2.1%
令和17(2035)	6	70,133	35,873	34,260	1,468	2.1%
令和16(2034)	7	72,537	37,166	35,371	1,518	2.1%
令和15(2033)	8	72,177	37,054	35,123	1,511	2.1%
令和14(2032)	9	73,595	37,840	35,755	1,540	2.1%
令和13(2031)	10	74,638	38,196	36,442	1,562	2.1%
令和12(2030)	11	74,911	38,377	36,534	1,568	2.1%
令和11(2029)	12	76,788	39,292	37,496	1,607	2.1%
令和10(2028)	13	76,694	39,120	37,574	1,605	2.1%
令和9(2027)	14	77,861	39,971	37,890	1,630	2.1%
令和8(2026)	15	78,227	40,352	37,875	1,637	2.1%
令和7(2025)	16	78,423	40,428	37,995	1,641	2.1%
令和6(2024)	17	75,447	38,510	36,937	1,579	2.1%
令和5(2023)	18	80,345	41,323	39,022	1,681	2.1%

図 1 開設後 10 年間の神奈川県 18 歳人口推移及び短期大学進学者数の予測

(『神奈川県年齢別人口統計調査結果報告』【資料 5】を基に作成)

図 1 では、令和 5 年 1 月 1 日現在における 17 歳の人口を令和 6 年度入試の 18 歳人口とみなして比較を行った。令和 7 年度から 5 年間の 18 歳人口は回復する。したがって、入学定員の削減を行うことにより、定員充足率の改善が見込まれるが、その先は更に 18 歳人口が減少することから、その間に短期大学の魅力向上及び学生募集・PR に努める必要がある。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

『令和 5 年度学校基本調査』における「出身高校の所在地県別入学者数」の構成比によれば、神奈川県からの進学者が約 7 割を占める。東京都、千葉県、静岡県も含めると、一都三県で約 8 割を超える【資料 6】(別紙 1)。

一方、本学の在籍者（専攻科を除く。）における出身高校の所在地県別在籍者数の構成比（上位 5 都道府県）は以下のとおりである。

順位	都道府県名	人数	構成比
1	神奈川県	412人	78.9%
2	東京都	47人	9.0%
3	静岡県	19人	3.6%
4	長野県	9人	1.7%
5	千葉県	5人	1.0%
	全体	522人	100.0%

学校基本調査の結果と比較して、神奈川県内の高校出身者が多くなっており、地域密着型の短期大学となっている。したがって、主に神奈川県及び東京都・静岡県等の近隣の高校に対して、高校訪問・資料発送等の学生募集対応を行っている。

④ 既設組織の定員充足の状況

直近5年間の収容定員の充足状況は次の図のとおりである。今後の定員充足状況の見通しについては、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の平均入学者数（A）に令和6年度の神奈川県18歳人口に対する当該年度の18歳人口増減率（B）を乗じた入学者数（A×B）、また在籍者数については過去6年間の平均退学率として保育科の年間退学率1.8%、歯科衛生科の年間退学率2.8%を見込んだ場合は図2のとおりである。

年度	保育科						歯科衛生科						全体		
	収容定員	入学定員	在籍者数	入学者数	入学定員充足率	収容定員充足率	収容定員	入学定員	在籍者数	入学者数	入学定員充足率	収容定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
令和2	400	200	289	126	63.0%	72.3%	450	150	385	108	72.0%	85.6%	850	674	79.3%
令和3	400	200	236	115	57.5%	59.0%	450	150	399	132	88.0%	88.7%	850	635	74.7%
令和4	400	200	228	117	58.5%	57.0%	450	150	369	113	75.3%	82.0%	850	597	70.2%
令和5	400	200	223	107	53.5%	55.8%	450	150	375	134	89.3%	83.3%	850	598	70.4%
令和6	400	200	176	73	36.5%	44.0%	450	150	346	92	61.3%	76.9%	850	522	61.4%
令和7	300	100	184	112	112.0%	61.3%	435	135	337	120	88.9%	77.5%	735	521	70.9%
令和8	200	100	219	109	109.0%	109.5%	420	135	327	123	91.1%	77.9%	620	546	88.1%
令和9	200	100	215	107	107.0%	107.5%	405	135	354	120	88.9%	87.4%	605	569	94.0%
令和10	200	100	209	103	103.0%	104.5%	405	135	353	120	88.9%	87.2%	605	562	92.9%
令和11	200	100	205	103	103.0%	102.5%	405	135	348	117	86.7%	85.9%	605	553	91.4%
令和12	200	100	208	106	106.0%	104.0%	405	135	347	119	88.1%	85.7%	605	555	91.7%
令和13	200	100	209	104	104.0%	104.5%	405	135	346	119	88.1%	85.4%	605	555	91.7%
令和14	200	100	205	102	102.0%	102.5%	405	135	345	116	85.9%	85.2%	605	550	90.9%
令和15	200	100	200	99	99.0%	100.0%	405	135	339	113	83.7%	83.7%	605	539	89.1%
令和16	200	100	197	99	99.0%	98.5%	405	135	332	112	83.0%	82.0%	605	529	87.4%

図2 10年間の収容定員充足率予測

【資料7】より、保育科（入学定員200人）は直近5年間の平均入学者数107人、平均入学定員充足率53.8%と求められる。入学定員を100人に変更し、入学者数は18歳人口の増減率による影響のみと仮定した場合、完成年度の令和8年度入試において入学者数は109人となり、入学定員充足率は109.0%に改善し、収容定員充足率は109.5%に改善する。

また、歯科衛生科（入学定員150人）は直近5年間の平均入学者数116人、平均入学定員充足率77.2%と求められる。入学定員を135人に変更し、入学者数は18歳人口の増減率による影響のみと仮定した場合、完成年度の令和9年度入試において入学者数は120人となり、入学定員充足率は88.9%に改善し、収容定員充足率は87.4%に改善する。

なお、専攻科保育専攻（入学定員20人）は直近5年間の入学者数11人、入学定員充足率55.0%となっている。令和6年度は16人が入学しており、入学定員15人に対して定員充足

が期待できる。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

【資料8】より、オープンキャンパスの参加者総数のうち受験年次生の参加者数からみた受験率及び入学率は概ね 45%～50%となっており、現在その率を上げるために企画の見直し等に取り組んでいる。また、並行して開催日程の見直し及び高校や受験情報サイト等への積極的な広報活動を行っている。参加者数の増加及び参加者の受験率を若干向上させることにより、定員充足が期待できる状況である。

また、資料請求数は徐々に受験年次生以外の請求数が伸びており、早期に受験活動を行う短期大学進学希望者への本学周知が期待できる状況となっている。

高校を訪問し説明を行うガイダンスの参加は、会場形式の進学相談会参加と合わせて、令和4年度は183件、令和5年度は223件参加しており、オープンキャンパスへの誘導や受験意識の向上を図っている。オープンキャンパス参加者にはガイダンスの説明をきっかけにした受験生も少なくはなく、一定の効果を得ているものとする。

高校訪問は県内及びその近郊の進学実績校を中心に、両科教員合わせて令和5年度は58校訪問しているが、令和6年度は78校の訪問へ増加させる予定であり、高校との関係性を強化しているところである。それに加え、令和6年度より外部スタッフ委託による高校訪問及びガイダンス参加を開始しており、高校訪問数の増加及び繁忙期を含め安定したガイダンスの参加により、志願者の確保をより強固なものとする予定である。

学生募集広報・PRのため、大学ホームページとは別に、令和3年度より受験生応援サイトを公開している。オープンキャンパス情報や入試概要・募集要項・デジタルパンフレットのほか、本学の魅力を受験生に余すところなく伝えるために動画等も公開している。公開2年目よりアクセス数が増加し、オープンキャンパスが開催される令和5年7月のアクセス数は50,062件であり、令和4年7月のアクセス数26,233件と比べて1.9倍であった。また『短期大学部入学者選抜概要』のサイトには令和5年9月に1,940件のアクセスがあり、令和4年9月の1,431件に対して1.4倍の訪問者数の増加がみられ、PRについて十分な効果が得られていると考える。

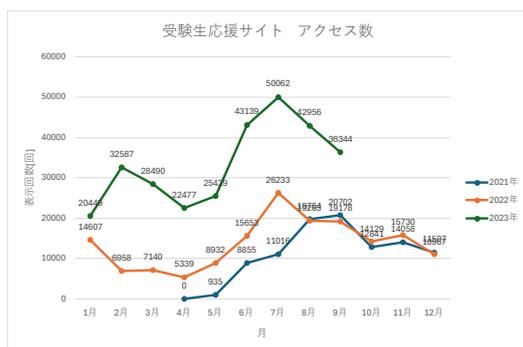


図4 受験生応援サイト アクセス数

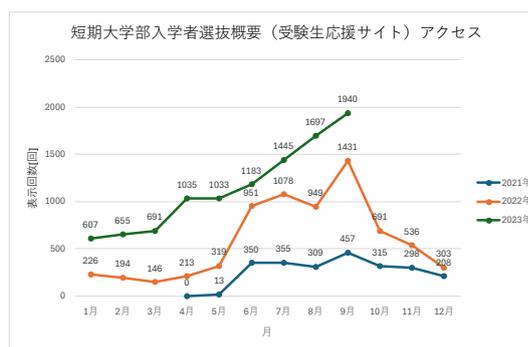


図3 入学者選抜概要 アクセス数

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

アと同じ組織にあたるため、記載を省略する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

図2のとおりの入学者数を見込んでいる。保育科（入学定員200人）は直近5年間の平均入学者数107人、平均入学定員充足率53.8%と求められる。入学定員を100人に変更し、入

学者数は18歳人口の増減率による影響のみと仮定した場合、完成年度の令和8年度入試において入学者数は109人となり、入学定員充足率は109.0%に改善し、収容定員充足率は109.5%に改善する。

歯科衛生科（入学定員150人）は直近5年間の平均入学者数116人、平均入学定員充足率77.3%となっている。入学定員を135人に変更し、入学者数は18歳人口の増減率による影響のみと仮定した場合、完成年度の令和9年度入試において入学者数は120人となり、入学定員充足率は88.9%に改善し、収容定員充足率は87.4%に改善する。

なお、専攻科保育専攻（入学定員20人）は直近5年間の入学者数11人、入学定員充足率55.0%となっている。令和6年度は16人が入学しており、入学定員を15人に変更することで定員充足が期待できる。

② 競合校の状況分析(立地条件, 養成人材, 教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析, 優位性

競合校として、同じ神奈川県内にキャンパスを置く以下の3校を選定した。競合校に関する情報は、『大学ポートレート』や各短期大学のホームページから参照した。

令和6年度の入学定員、学問分野等は表1のとおりである【資料9, 資料10, 資料11, 資料12, 資料14, 資料15, 資料16, 資料17, 資料18】。

（「表1 競合校との規模・所在地等の比較」及び競合校3校の基本情報を省略した。）

これらの3校は横浜駅を中心として南部、横須賀三浦地域に位置しているのに対して、本学の立地は横浜市の北部であり、募集地域の棲み分けができています。また、本学は男女共学であり、18歳人口が減少する中で多くの受験生に接する機会があります。

なお、令和7年度入試の回数については表2のとおりである【資料18, 資料19, 資料20, 資料21】。

（「表2 競合校との入試回数比較」を省略した。）

各校で総合型選抜の回数が多く設定されている。また、社会人の学び直し（リスキリング）・再就職支援のニーズに対応するために、社会人特別選抜も多く設定されている。また、特待生選抜入試を行って優秀な学生の確保及び経済的支援に努めている。

令和6年度の本学及び競合校の学納金（入学金、授業料、実験実習費、施設維持費の合計。諸経費は除く。）は表3のとおりである【学則別表Ⅲ-1, 学則別表Ⅲ-2, 資料21, 資料22, 資料23, 資料24, 資料25】。

（「表3 競合校との学納金比較」を省略した。）

学納金については大きな差はないこと、またいずれの学校も令和5年8月時点で国の奨学金である「高等教育の修学支援新制度」の機関要件を満たしていることから、経済的負担についての条件は同等と考えられる。

イ 競合校の入学志願動向等

令和3年度から令和5年度までの本学及び競合する3校の入学者数について、表4のとおり定員未充足の状況であるが、うち2校は令和6年度入試において入学定員を減少している。このことから、本学においても入学定員を減らすことで定員充足率の改善が期待できる【資料9, 資料10, 資料14, 資料15, 資料16】。

（「表 4 競合校との入学者数及び入学定員充足率比較」を省略した。）

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

本学は男女共学であること、都心に近くて最寄り駅からのアクセスが良いことから、比較的緩やかな入学者減少になると想定している。入学定員を減少することによって収容定員充足率が改善し、また、国の「高等教育の修学支援新制度」の経営要件を満たすことで学生の経済的負担を減らすことができるため、学生数の維持が期待できる。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学の学納金について、競合校との差が大きくならないように令和 7 年度の値上げの予定はない。また、本学保育科を卒業し、専攻科に入学する者は、入学金を全額免除する【学則別表Ⅲ-1、学則別表Ⅲ-2】。

学科名	納入額合計 (年額)	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	実験実習費 (年額)	施設維持費 (年額)
保育科	1,390,000 円	350,000 円	640,000 円	120,000 円	280,000 円
歯科衛生科	1,420,000 円	350,000 円	640,000 円	150,000 円	280,000 円
専攻科保育専攻	940,000 円	200,000 円	640,000 円	30,000 円	70,000 円

③ 先行事例分析

収容定員に係る学則変更の届出につき該当なし

④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出につき該当なし

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

(2) 人材需要の社会的な動向等①でも記載のとおり、神奈川県『令和 4 年度神奈川県保育士登録者アンケート調査結果』（令和 5 年 3 月）においても、保育サービスを担う保育士の確保は困難で保育士不足が起きている旨の記載があり、地域において保育人材の確保が急務となっている【資料 2】。

歯科衛生科が養成する歯科衛生士については、神奈川県『県央地域の各歯科医師会における「在宅医療を担う人材の確保・育成」の取組状況等』によれば、少子高齢化に伴い在宅介護における在宅歯科の需要が高まるなか、1 施設当たりの歯科衛生士数は全国平均 1.6 人に対して神奈川県は 1.5 人と、現状において既に歯科衛生士不足が発生している【資料 3】。

令和 5 年度において、本学保育科及び歯科衛生科に寄せられた求人件数は保育科 1,241 件（学生一人当たり 14 件）、歯科衛生科 786 件（学生一人当たり 8 件）であり、本学の就職率は 99%である。十分な求人があるため社会的な人材需要はあるといえる。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

当該組織の学生募集の状況及び競合校の入学志願動向等を踏まえ、短期大学の本科及び専攻科の入学定員を(1)のとおり減少する。

なお、保育科の入学定員を 200 人から 100 人に減ることによって、1 クラス 50 人の 4 クラス編成から 2 クラス編成に変更する。短期大学設置基準及び教職課程認定基準における幼稚園教諭二種養成課程に必要な教職専任教員数により、保育科の必要基幹教員数は 12 人から 8 人になる。これについては定年退職者等の補充を行わない等で対応する。

短期大学部全体で入学定員 250 人に収まるよう検討した結果、専攻科保育専攻については本科とにらみ合わせ相当数とすることから、歯科衛生科の入学定員 150 人のまま専攻科

を置くことは適切でない。認定専攻科である専攻科保育専攻を置くことは本学保育科の強みであり、学生の進路選択の幅が広がることから、学生募集状況を勘案して歯科衛生科の入学定員を1割減の135人とし、専攻科保育専攻の入学定員20人を15人に変更する。これにより、短期大学設置基準における短期大学部全体の入学定員に対して必要な基幹教員数は5人から4人になる。この4人をもって専攻科保育専攻の教職課程認定基準における幼稚園教諭一種養成課程に必要な教職専任教員数にあてる。

歯科衛生科の入学定員を150人から135人に減じることについて、1クラス50人から45人になるため少人数教育による学修支援の充実が可能となる。歯科衛生科は3年制の課程のため、保健衛生関係（看護を除く）の分野における短期大学設置基準上の必要基幹教員数9人に対して3割増の12人であり、現状と相違ない。

教育課程及び教員組織の維持の観点からも（1）の入学定員の設定は妥当である。

以上

学生確保の見通し等を記載した書類

(添付資料)

目次

【資料 1】『保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組』（平成 25 年 10 月）.....3 （出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局、職業安定局）.....3	
【資料 2】『令和 4 年度神奈川県保育士登録者アンケート調査結果』（令和 5 年 3 月）.....4 （出典：神奈川県）.....4	
【資料 3】『県央地域の各歯科医師会における「在宅医療を担う人材の確保・育成」の取組状況等』（出典：神奈川県）.....5	
【資料 4】『私立大学・短期大学等 入学志願動向』（令和 5 年度）.....6 （出典：日本私立学校振興・共済事業団）.....6	
【資料 5】『神奈川県年齢別人口統計調査結果報告』（令和 5 年 1 月 1 日現在）.....7 （出典：神奈川県）.....7	
【資料 6】学生確保の見通しを記載した書類「新設組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙 1）」.....8	
【資料 7】学生確保の見通しを記載した書類「既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）（別紙 2）」.....9	
【資料 8】学生確保の見通しを記載した書類「既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（別紙 3）」.....12	
【資料 9】鎌倉女子大学短期大学部 入学定員・入学者数・所在地.....13	
【資料 10】横浜女子短期大学 入学者数・収容定員（大学ポートレート）.....13	
【資料 11】横浜女子短期大学 所在地、交通アクセス.....13	
【資料 12】横浜女子短期大学『2022 年度事業報告書』入学定員.....13	
【資料 13】横浜女子短期大学：大学案内、設置学科・入学定員・学生数の状況.....13	
【資料 14】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2021 年度.....13	
【資料 15】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2022 年度.....13	
【資料 16】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2023 年度.....13	
【資料 17】神奈川歯科大学短期大学部 交通アクセス.....13	
【資料 18】神奈川歯科大学短期大学 2024 年度入試 入学定員・入試日程.....13	
【資料 19】鎌倉女子大学短期大学部 2025 年度入試日程.....13	
【資料 20】横浜女子短期大学 2025 年度入試日程.....13	
【資料 21】鶴見大学短期大学部 2025 年度入試日程.....14	
【資料 22】鎌倉女子大学短期大学部 学納金.....17	

【資料 23】 鎌倉女子大学短期大学部 『履修の手引』 資格取得に要する履修費	17
【資料 24】 横浜女子短期大学 学納金	17
【資料 25】 神奈川歯科大学短期大学 学納金	17

【資料1】『保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組』（平成25年10月）
 （出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局、職業安定局）

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000026218.pdf>

10、12 ページ

参考1：必要となる保育士数

【需要面】

保育の量拡大に伴って必要とされる保育士数は、平成29年度末で約46.0万人と推計

【供給面】

現在の保育所における保育士の離職率等を考慮して推計した保育士数は、平成29年度末で約38.6万人と推計

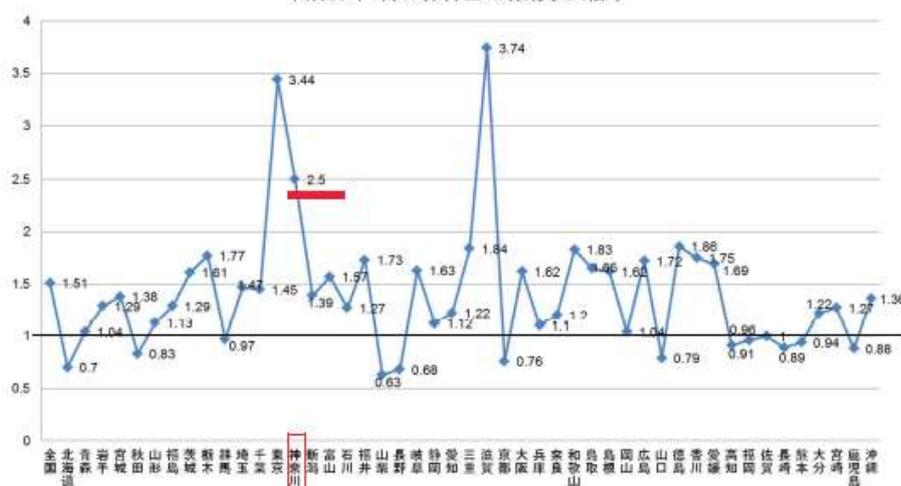
【結果】

平成29年度末における保育士は、約7.4万人不足（需要面－供給面）

（出典）平成21年度保育士の需給等に関する調査研究報告書

10

平成25年1月の保育士の有効求人倍率



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（職業安定局）

12

【資料2】『令和4年度神奈川県保育士登録者アンケート調査結果』（令和5年3月）
（出典：神奈川県）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/97857/r4anke-tochosakekka.pdf>

1 ページ

I 本調査の概要

1 本調査の目的

本調査は、保育所等で就業中の保育士に対する就業継続及び潜在保育士の保育現場への就業促進に向けて、その課題の洗い出しや対応策の検討を目的に実施しました。

本調査の背景として、県内では積極的に保育所整備に取り組んでいますが、待機児童の解消にはいたっていません。保育ニーズが多様化し、今後も更なる保育サービスの充実が求められる中、保育サービスを担う保育士の確保は困難で、本県においても保育士不足の状況が続いています。

そこで、保育士確保のために、県内に約8万人いるとされている、保育士資格を持ちながら保育所等で就業されていない、いわゆる潜在保育士の方々に職場復帰してもらうための方策が喫緊の課題となっています。さらに、保育士の平均就業継続年数は6.8年と短いため、現在就業中の保育士が継続して保育現場で活躍してもらうための方策も併せて必要となっています。

こうしたことから、県では、本県に保育士登録をされている方及び過年度の地域限定保育士試験合格者を対象に、現在の就業状況、保育士として就業中の方には保育の仕事のやりがいや魅力、保育士として就業していない方には復帰の意向や復帰の際の条件等について質問し、保育士の実態及び意向を把握するためのアンケート調査を、平成25・26年度の実施以来、8年ぶりに実施しました。

本調査結果を十分に活用し、保育士の確保・育成に重点的に取り組み、引き続き、保育の質の向上を図ってまいります。

【資料 3】『県央地域の各歯科医師会における「在宅医療を担う人材の確保・育成」の取組状況等』（出典：神奈川県）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15843/08.pdf>

3 ページ

2 急増する口腔機能管理（居宅療養管理）需要と課題

口腔機能管理スタッフ（歯科医師+歯科衛生士）の歯科医療資源（マンパワー）予測

⇒ **★★現状において既に歯科衛生士不足**（下表：神奈川県保健医療計画）

【表 1 施設あたりの歯科衛生士数】

歯科診療所数		歯科診療所に就業している 歯科衛生士数		1施設あたりの 歯科衛生士数	
全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
68,935	4,998	112,211	7,250	1.6	1.5

出典：（歯科診療所数）厚生労働省「医療施設動態調査（平成28年12月末概数）」

（歯科診療所に就業している歯科衛生士数）厚生労働省「平成28年衛生行政報告例」

3 歯科衛生士確保に向けた課題

★より一層の少子化の進展によって、新卒者の確保が困難

★ほぼ 100%が女性であり、出産・子育て等が要因の離職が多い

*十分な臨床経験（在宅歯科）を積んだ歯科衛生士の育成には、相当期間が必要

⇒ 10年後の課題解決には、今からの取り組みが不可欠

4 歯科衛生士不足の解決に向けた施策（取組状況）

(1) 新規資格者の拡大【県：県立高校を中心とした進路指導】

⇒ 高校生の進学先として、大学、専門学校への誘導

厚木歯科医師会・映画鑑賞補助事業の実施

(2) 潜在歯科衛生士を対象とする復職支援

⇒ 歯科医師会+歯科衛生士会による「復職支援プログラム」の開発

☆ 歯科衛生士会の組織力強化



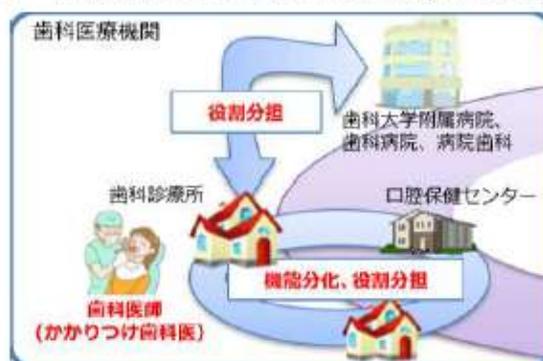
5 在宅歯科医療（1次）と仮）口腔機能管理センター（口腔保健センター）の開設

★在宅歯科の施術は限定的

高齢者の口腔機能の向上・保全のために、より高度な医療処置が可能な診療施設

⇒ 2次歯科医療機関としての仮）口腔機能管理センター（口腔保健センター）

1次⇔2次の歯科・歯科連携により、患者の口腔機能を維持・確保



【資料4】『私立大学・短期大学等 入学志願動向』（令和5年度）

（出典：日本私立学校振興・共済事業団）

<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR5.pdf>

42 ページ

2. 地域別の動向（短期大学・学校別）

全国を21の地域に区分した。集計は学校所在地ごととした。

地域区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
北海道	R4	13	2,325	2,275	2,254	2,151	1,658	0.98	95.43	77.08	71.31
	R5	12	2,125	1,821	1,812	1,717	1,373	0.86	94.76	79.97	64.61
	増減	△ 1	△ 200	△ 454	△ 442	△ 434	△ 285	△ 0.12	△ 0.67	2.89	△ 6.70
東北 (宮城を除く)	R4	17	2,180	1,862	1,850	1,774	1,641	0.85	95.89	92.50	75.28
	R5	17	2,035	1,645	1,639	1,568	1,463	0.81	95.67	93.30	71.89
	増減	0	△ 145	△ 217	△ 211	△ 206	△ 178	△ 0.04	△ 0.22	0.80	△ 3.39
宮城	R4	5	1,245	1,455	1,406	1,309	1,140	1.17	93.10	87.09	91.57
	R5	5	1,245	1,389	1,353	1,288	1,165	1.12	95.20	90.45	93.57
	増減	0	0	△ 66	△ 53	△ 21	25	△ 0.05	2.10	3.36	2.00
関東 (埼玉、千葉、東京、 神奈川を除く)	R4	15	2,335	2,080	2,069	1,996	1,735	0.89	96.47	86.92	74.30
	R5	15	2,190	1,790	1,782	1,710	1,528	0.82	95.96	89.36	69.77
	増減	0	△ 145	△ 290	△ 287	△ 286	△ 207	△ 0.07	△ 0.51	2.44	△ 4.53
埼玉	R4	11	2,045	1,752	1,742	1,717	1,630	0.86	98.56	94.93	79.71
	R5	11	1,930	1,497	1,491	1,474	1,428	0.78	98.86	96.88	73.99
	増減	0	△ 115	△ 255	△ 251	△ 243	△ 202	△ 0.08	0.30	1.95	△ 5.72
千葉	R4	8	1,410	1,357	1,355	1,325	1,230	0.96	97.79	92.83	87.23
	R5	8	1,410	1,269	1,262	1,244	1,176	0.90	98.57	94.53	83.40
	増減	0	0	△ 88	△ 93	△ 81	△ 54	△ 0.06	0.78	1.70	△ 3.83
東京	R4	33	5,615	6,265	6,038	5,561	4,143	1.12	92.10	74.50	73.78
	R5	32	5,055	5,398	5,188	4,849	3,656	1.07	93.47	75.40	72.32
	増減	△ 1	△ 560	△ 867	△ 850	△ 712	△ 487	△ 0.05	1.37	0.90	△ 1.46
神奈川	R4	11	2,570	2,379	2,324	2,214	2,001	0.93	95.27	90.38	77.86
	R5	11	2,570	1,996	1,939	1,863	1,681	0.78	96.08	90.23	65.41
	増減	0	0	△ 383	△ 385	△ 351	△ 320	△ 0.15	0.81	△ 0.15	△ 12.45
甲信越	R4	15	2,245	2,128	2,106	1,993	1,852	0.95	94.63	92.93	82.49
	R5	15	2,200	1,804	1,770	1,737	1,613	0.82	98.14	92.86	73.32
	増減	0	△ 45	△ 324	△ 336	△ 256	△ 239	△ 0.13	3.51	△ 0.07	△ 9.17

【資料5】『神奈川県年齢別人口統計調査結果報告』（令和5年1月1日現在）
 （出典：神奈川県）

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12035/r5_sassi.pdf

61 ページ

神奈川県							
年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	9,227,901	4,574,834	4,653,067	50～54	764,162	390,330	373,832
0～4	310,632	158,924	151,708	50	157,454	79,701	77,753
0	58,580	29,775	28,805	51	156,015	79,086	76,929
1	61,193	31,378	29,815	52	154,032	78,781	75,251
2	61,023	31,251	29,772	53	149,578	76,803	72,775
3	63,662	32,702	30,960	54	147,083	75,959	71,124
4	66,174	33,818	32,356	55～59	639,903	330,978	308,925
5～9	355,954	182,444	173,510	55	150,932	77,990	72,942
5	67,512	34,511	33,001	56	107,909	55,765	52,144
6	70,133	35,873	34,260	57	137,607	71,284	66,323
7	72,537	37,166	35,371	58	125,183	64,717	60,466
8	72,177	37,054	35,123	59	118,272	61,222	57,050
9	73,595	37,840	35,755	60～64	514,826	262,826	252,000
10～14	380,892	194,956	185,936	60	110,984	57,191	53,793
10	74,638	38,196	36,442	61	105,293	53,987	51,306
11	74,911	38,377	36,534	62	102,311	51,832	50,479
12	76,788	39,292	37,496	63	98,890	50,694	48,196
13	76,694	39,120	37,574	64	97,348	49,122	48,226
14	77,861	39,971	37,890	65～69	462,767	228,548	234,219
15～19	397,072	204,198	192,874	65	89,664	44,854	44,810
15	78,227	40,352	37,875	66	91,251	45,624	45,627
16	78,423	40,428	37,995	67	93,635	46,288	47,347
17	75,447	38,510	36,937	68	92,974	45,734	47,240
18	80,345	41,323	39,022	69	95,243	46,048	49,195
19	84,630	43,585	41,045	70～74	583,758	276,418	307,340
20～24	494,146	251,989	242,157	70	103,076	49,758	53,318
20	88,011	44,879	43,132	71	106,979	51,418	55,561
21	96,750	49,657	47,093	72	114,822	54,623	60,199
22	100,873	51,268	49,605	73	131,360	61,527	69,833
23	102,962	52,114	50,848	74	127,521	59,092	68,429
24	105,550	54,071	51,479				

【資料 6】学生の確保の見通しを記載した書類「新設組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙 1）」

（出典：文部科学省 4. 学生の確保の見通しを記載した書類 別紙様式 ※令和 6 年 2 月 21 日差替（Excel:47KB）別紙 1 を加工）

https://www.mext.go.jp/content/20240221-mxt_daigakuc03-000031959_01.xlsx

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	神奈川県	1,189人	70.73%
2	東京都	168人	9.99%
3	静岡県	101人	6.01%
4	長野県	22人	1.31%
5	千葉県	21人	1.25%
	全 体	1,681人	100.00%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	神奈川県	86.26%	77.86%	65.41%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	教育系（短大）	78.98%	73.96%	68.36%
2	保健系（短大）	94.00%	90.00%	83.16%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

【資料7】学生の確保の見通しを記載した書類「既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）（別紙2）」（出典：資料6に同じ、別紙2を加工）

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

別紙2-1

大学学部学科等名：

鶴見大学短期大学部保育科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均	
総合型選抜	募集人数	100人	100人	100人	110人	110人	104人	
	延べ人数	志願者数	70人	48人	62人	42人	35人	51人
		受験者数	69人	47人	61人	42人	34人	51人
		合格者数	69人	46人	61人	41人	34人	50人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	2人	1人	0人	1人
	実人数	志願者数	70人	48人	62人	42人	35人	51人
		受験者数	69人	47人	61人	42人	34人	51人
		合格者数	69人	46人	61人	41人	34人	50人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	2人	1人	0人	1人
	入学者数	69人	46人	59人	40人	34人	50人	
	学校推薦型選抜	募集人数	95人	95人	95人	85人	85人	91人
		延べ人数	志願者数	56人	68人	56人	65人	38人
受験者数			56人	68人	56人	65人	38人	57人
合格者数			56人	68人	56人	65人	38人	56.6
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	1人	0.2
実人数		志願者数	56人	68人	56人	65人	38人	56.6
		受験者数	56人	68人	56人	65人	38人	56.6
		合格者数	56人	68人	56人	65人	38人	56.6
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0.2
入学者数		56人	68人	56人	65人	37人	56.4	
一般選抜		募集人数	5人	5人	5人	5人	5人	5
		延べ人数	志願者数	2人	3人	3人	0人	1人
	受験者数		1人	2人	2人	0人	1人	1.2
	合格者数		1人	2人	2人	0人	1人	1.2
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	1人	0.2
	辞退者数		0人	2人	0人	0人	0人	0.4
	実人数	志願者数	2人	3人	3人	0人	1人	1.8
		受験者数	1人	2人	2人	0人	1人	1.2
		合格者数	1人	2人	2人	0人	1人	1.2
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	1人	0.2
		辞退者数	0人	2人	0人	0人	0人	0.4
	入学者数	1人	0人	1人	0人	1人	0.6	
	共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
受験者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		0人	0人	0人	0人	0人	0	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	1人	1人	2人	1人
	受験者数		0人	1人	1人	2人	1人	1
	合格者数		0人	1人	1人	2人	1人	1
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	0人	1人	1人	2人	1人	1
		受験者数	0人	1人	1人	2人	1人	1
		合格者数	0人	1人	1人	2人	1人	1
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	0人	1人	1人	2人	1人	1	
	合計	募集人数	200人	200人	200人	200人	200人	200人
		延べ人数	志願者数	128人	120人	122人	109人	75人
受験者数			126人	118人	120人	109人	74人	109人
合格者数			126人	117人	120人	108人	74人	109人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	1人	0人
辞退者数			0人	2人	2人	1人	1人	1人
実人数		志願者数	128人	120人	122人	109人	75人	111人
		受験者数	126人	118人	120人	109人	74人	109人
		合格者数	126人	117人	120人	108人	74人	109人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
		辞退者数	0人	2人	2人	1人	1人	1人
入学者数		126人	115人	117人	107人	73人	108人	

3. 入学定員充足率

	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均
入学定員	200人	200人	200人	200人	200人	200
入学定員充足率	0.63	0.58	0.59	0.54	0.37	0.54
歩留率	1.00	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

別紙2-2

大学学部学科等名：

鶴見大学短期大学部歯科衛生科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均	
総合型選抜	募集人数	30人	35人	35人	38人	38人	35人	
	延べ人数	志願者数	22人	38人	30人	48人	33人	34人
		受験者数	21人	37人	29人	46人	32人	33人
		合格者数	21人	35人	28人	42人	32人	32人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	1人	2人	1人	0人	1人
	実人数	志願者数	21人	36人	30人	48人	33人	34人
		受験者数	21人	35人	29人	46人	32人	33人
		合格者数	21人	35人	28人	42人	32人	32人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	1人	2人	1人	0人	1人
	入学者数	21人	34人	26人	41人	32人	31人	
	学校推薦型選抜	募集人数	110人	100人	100人	97人	90人	99人
		延べ人数	志願者数	83人	91人	83人	87人	57人
受験者数			83人	91人	83人	86人	57人	80人
合格者数			83人	91人	83人	86人	57人	80
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			1人	0人	0人	0人	0人	0.2
実人数		志願者数	83人	91人	83人	87人	57人	80.2
		受験者数	83人	91人	83人	86人	57人	80
		合格者数	83人	91人	83人	86人	57人	80
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0.2
入学者数		82人	90人	83人	86人	57人	79.6	
一般選抜		募集人数	10人	15人	15人	15人	15人	14
		延べ人数	志願者数	12人	18人	6人	15人	5人
	受験者数		11人	16人	5人	12人	5人	9.8
	合格者数		10人	15人	5人	12人	5人	9.4
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		1人	1人	1人	0人	3人	1.2
	実人数	志願者数	12人	18人	6人	15人	5人	11.2
		受験者数	11人	16人	5人	12人	5人	9.8
		合格者数	10人	15人	5人	12人	5人	9.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	1人	1人	1人	0人	3人	1.2
	入学者数	5人	8人	3人	7人	2人	5	
	共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
受験者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		0人	0人	0人	0人	0人	0	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	1人	0人	1人
	受験者数		0人	0人	1人	0人	1人	0.4
	合格者数		0人	0人	1人	0人	1人	0.4
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	0人	0人	1人	0人	1人	0.4
		受験者数	0人	0人	1人	0人	1人	0.4
		合格者数	0人	0人	1人	0人	1人	0.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	0人	0人	1人	0人	1人	0.4	
	合計	募集人数	150人	150人	150人	150人	143人	149人
		延べ人数	志願者数	117人	147人	120人	150人	96人
受験者数			115人	144人	118人	144人	95人	123人
合格者数			114人	141人	117人	140人	95人	121人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			2人	2人	3人	1人	3人	2人
実人数		志願者数	116人	145人	120人	150人	96人	125人
		受験者数	115人	142人	118人	144人	95人	123人
		合格者数	114人	141人	117人	140人	95人	121人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	2人	2人	3人	1人	3人	2人
入学者数		108人	132人	113人	134人	92人	116人	

3. 入学定員充足率

	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均
入学定員	150人	150人	150人	150人	150人	150
入学定員充足率	0.72	0.88	0.75	0.89	0.61	0.77
歩留率	0.95	0.94	0.97	0.96	0.97	0.95

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

別紙2-3

大学学部学科等名：

鶴見大学短期大学部専攻科保育専攻

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均	
総合型選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学校推薦型選抜	募集人数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		延べ人数	志願者数	11人	10人	7人	9人	16人
受験者数			11人	10人	7人	9人	16人	11人
合格者数			11人	10人	7人	9人	16人	10.6
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	11人	10人	7人	9人	16人	10.6
		受験者数	11人	10人	7人	9人	16人	10.6
		合格者数	11人	10人	7人	9人	16人	10.6
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		11人	10人	7人	9人	16人	10.6	
一般選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0	
	共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
受験者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		0人	0人	0人	0人	0人	0	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0	
	合計	募集人数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		延べ人数	志願者数	11人	10人	7人	9人	16人
受験者数			11人	10人	7人	9人	16人	11人
合格者数			11人	10人	7人	9人	16人	11人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	11人	10人	7人	9人	16人	11人
		受験者数	11人	10人	7人	9人	16人	11人
		合格者数	11人	10人	7人	9人	16人	11人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		11人	10人	7人	9人	16人	11人	

3. 入学定員充足率

	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	R6年度入試	平均
入学定員	20人	20人	20人	20人	20人	20
入学定員充足率	0.55	0.50	0.35	0.45	0.80	0.53
歩留率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

【資料 8】 学生の確保の見通しを記載した書類「既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績（別紙 3）」（出典：資料 6 に同じ, 別紙 3 を加工）

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：鶴見大学短期大学部保育科のオープンキャンパス・保育コンシェルジュ

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	300人	276人	①保育科受験希望者を対象としたオープンキャンパス及びミニオープンキャンパスを開催し、学科紹介・模擬授業・施設見学等を実施。オープンキャンパスは3月から9月の間に計7回、ミニオープンキャンパスは4月から8月の間に計4回開催。
うち受験対象者数 (b)	204人	153人	
うち受験者数 (c)	105人	71人	②R7年度入試においては、短期大学進学希望者の受験活動早期化を踏まえ、開催期間を3月から8月の間に計7回開催とし、開催時期を前倒しにしており、企画等も随時見直している。受験対象者の参加者(実数)は約210人を見込んでおり、うち50%が入学した場合、入学定員は105人となり、定員を充足する見込みである。
うち入学者数 (d)	104人	70人	
(受験率 c/b)	51.5%	46.4%	
(入学率 d/b)	51.0%	45.8%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：鶴見大学短期大学部歯科衛生科のオープンキャンパス

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	337人	294人	①歯科衛生科受験希望者を対象としたオープンキャンパスを開催し、学科紹介・模擬授業・施設見学等を実施。オープンキャンパスは3月から9月の間に計7回開催。
うち受験対象者数 (b)	243人	173人	
うち受験者数 (c)	124人	80人	②R7年度入試においては、短期大学進学希望者の受験活動早期化を踏まえ、開催期間を3月から8月の間に計7回開催とし、開催時期を前倒しにしており、企画等も随時見直している。受験対象者の参加者(実数)は約280人を見込んでおり、うち50%が入学した場合、入学定員は140人となり、定員を充足する見込みである。
うち入学者数 (d)	119人	79人	
(受験率 c/b)	51.0%	46.2%	
(入学率 d/b)	49.0%	45.7%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：鶴見大学・鶴見大学短期大学の大学案内等送付

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	14645人	16128人	①資料請求希望者へ随時大学案内パンフレットを送付。
うち受験対象者数 (b)	6427人	5760人	
うち受験者数 (c)	-	-	②資料請求数における受験対象者以外の請求数も数を伸ばしており、本学の早期理解により翌年のオープンキャンパス参加等へ結びつけることにより、定員確保を見込んでいる。
うち入学者数 (d)	-	-	
(受験率 c/b)	-	-	
(入学率 d/b)	-	-	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)			①取組概要
うち受験対象者数 (b)			
うち受験者数 (c)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち入学者数 (d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)			①取組概要
うち受験対象者数 (b)			
うち受験者数 (c)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち入学者数 (d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

(引用のうち、資料 9, 資料 10, 資料 11, 資料 12, 資料 13, 資料 14, 資料 15, 資料 16, 資料 17, 資料 18, 資料 19, 資料 20 の画像及び説明文を省略した。)

【資料 9】鎌倉女子大学短期大学部 入学定員・入学者数・所在地
(出典：鎌倉女子大学短期大学部ホームページ)

【資料 10】横浜女子短期大学 入学者数・収容定員 (大学ポータル)
(出典：大学ポータル)

【資料 11】横浜女子短期大学 所在地、交通アクセス
(出典：横浜女子短期大学ホームページ)

【資料 12】横浜女子短期大学『2022 年度事業報告書』入学定員
(出典：横浜女子短期大学ホームページ)

【資料 13】横浜女子短期大学：大学案内、設置学科・入学定員・学生数の状況
(出典：横浜女子短期大学ホームページ)

【資料 14】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2021 年度
(出典：神奈川歯科大学短期大学ホームページ)

【資料 15】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2022 年度
(出典：神奈川歯科大学短期大学ホームページ)

【資料 16】神奈川歯科大学短期大学 入学定員・入学者数等 2023 年度
(出典：神奈川歯科大学短期大学ホームページ)

【資料 17】神奈川歯科大学短期大学部 交通アクセス
(出典：神奈川歯科大学短期大学ホームページ)

【資料 18】神奈川歯科大学短期大学 2024 年度入試 入学定員・入試日程
(出典：神奈川歯科大学短期大学ホームページ)

【資料 19】鎌倉女子大学短期大学部 2025 年度入試日程
(出典：鎌倉女子大学短期大学部ホームページ)

【資料 20】横浜女子短期大学 2025 年度入試日程
(出典：横浜女子短期大学ホームページ)

【資料 21】鶴見大学短期大学部 2025 年度入試日程
 (出典：鶴見大学短期大学部ホームページ)

https://support.tsurumi-u.ac.jp/junior_overview/

短期大学部 入学者選抜概要 (2025年度入試)



▼ 学校推薦型選抜
(一般公募推薦)

▼ 総合型選抜

▼ 一般選抜
(個別選抜型)

▼ 社会人特別選抜

募集人員・選考方法／出願・入試日程

学科	募集人員	出願資格	選考方法
保育科	2025(令和7)年度の実施はありません。		
歯科衛生科	5名	2024年3月以降に卒業または2025年3月卒業見込みの者 全体の学習成績の状況が3.0以上	調査書、小論文、面接の総合判定

インターネット出願期間	2024年10月15日(火曜日)～11月10日(日曜日)17:00 出願登録締切
必要書類提出期限	【郵送(必着)】 2024年10月15日(火曜日)～11月12日(火曜日)
選考日	2024年11月17日(日曜日)
合格発表日	2024年12月2日(月曜日)
入学手続締切日	2024年12月12日(木曜日)

学校推薦型選抜
 公募 1 回
 (歯科衛生科のみ)

- インターネット出願の登録は、登録締切日の17時00分まで(入学検定料お支払は同20時00分まで)となります。
- 「必要書類提出期限」は、インターネット出願の必要書類提出締切日となります。
- 「入学手続締切日」は、入学手続書類提出とともに、所定の学納金納入を完了させる期限となります。

●短期大学部では、他に指定校推薦及び同窓会推薦で保育科45名・歯科衛生科85名を募集します。
 指定校推薦の詳細につきましては、**在学中の高等学校にてご確認ください。**
 同窓会推薦の詳細につきましては、**鶴見大学文学部・短期大学部同窓会事務局へご確認ください。**
 同窓会推薦の入試日程等につきましては、**こちら**をご確認ください。

学校推薦型選抜
 指定校 2 回
 同窓会 1 回

短期大学部 総合型選抜

II 募集人員・選考方法

学科	募集人員	出願資格	選考方法
保育科	1期	2021年3月以降に卒業または2025年3月卒業見込みの者	Aタイプ（詳細はこちら） 調査書、面接の総合判定
	2期		Bタイプ 調査書、課題作文、面接の総合判定
	3期		総合型選抜 6回
	4期		
	5期		
	6期		
歯科衛生科	1期	2025年3月卒業見込みの者	調査書、課題作文、 面接の総合判定
	2期	2024年3月以降に卒業または2025年3月卒業見込みの者	
	3期		
	4期		
	5期		
	6期	歯科衛生に関心があり学習意欲のある者	

◎ 保育科総合型選抜1期Aタイプ「エントリープログラム」については、こちらをご参照ください。

※総合型選抜…出願時に入学希望理由書も提出。詳細は、別途「総合型選抜案内」又はホームページでご確認ください。

短期大学部 一般選抜（個別選抜型）

II 新入生特待奨学生選抜試験について

新入生特待奨学生選抜試験は、学校推薦型選抜(附属校推薦、指定校推薦1期・2期、一般公募)、同窓会推薦、総合型選抜(保育科1期～4期、歯科衛生科1期～4期)、社会人特別選抜(保育科1期～3期、歯科衛生科1期)の合格者及び一般選抜(個別選抜型)志願者を対象に、優秀な成績を修めた者に対して入学年度の授業料の半額を免除する特典、優遇を与える制度です。

選考は、一般選抜(個別選抜型)の選考日に実施します。詳細は、募集要項でご確認ください。

奨学特待生選抜
(一般入試の日に実施)
指定校推薦が1期・2期
あることを記載

II 募集人員・選考方法

学科	募集人員	選考方法
保育科	5名	国語(現代の国語)...100点 面接の総合判定...100点
歯科衛生科	10名	国語(現代の国語)...200点 面接の総合判定...100点

一般選抜
個別1回

短期大学部 社会人特別選抜

II 募集人員・選考方法

学科	募集人員	出願資格	選考方法
保育科	1期～4期 いずれも 若干名	(1)・(2)のいずれかに該当する者 (1)短期大学又は大学を卒業した者または2025年3月卒業見込の者 (2)大学入学資格のある者で、出願時に勤務経験があり、学業に専念できる者	社会人特別選抜 保育科 4回 歯科衛生科 3回
歯科衛生科	1期～3期 いずれも 若干名		

(引用のうち、資料 22, 資料 23, 資料 24, 資料 25 の画像及び説明を省略した。)

【資料 22】鎌倉女子大学短期大学部 学納金
(出典：鎌倉女子大学短期大学部ホームページ)

【資料 23】鎌倉女子大学短期大学部 『履修の手引』資格取得に要する履修費
(出典：鎌倉女子大学短期大学部ホームページ)

【資料 24】横浜女子短期大学 学納金
(出典：横浜女子短期大学ホームページ)

【資料 25】神奈川歯科大学短期大学 学納金
(出典：神奈川歯科短期大学ホームページ)

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ナカネ ショウケン 中根 正賢 <令和3年4月>		仏教学修士		鶴見大学・鶴見大学短期大学部 学長 (令和3.4~令和7.3)